

(別 紙)

新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
(第 1 ～第 7 省略)	(第 1 ～第 7 省略)
第 8 納 税 猶 予 関 係	第 8 納 税 猶 予 関 係
1 農地等の 贈与税 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）…………… 1	1 農地等の 贈与税 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）…………… 1
2 農地等の 贈与税 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）…………… 3	2 農地等の 贈与税 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）…………… 3
3 贈与税 相続税 の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書（通知用）…………… 5	3 贈与税 相続税 の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書（通知用）…………… 5
(継続届出書関係)	(継続届出書関係)
4 贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書…………… 7	4 贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書…………… 7
5 別紙 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（1 継続届出書の提出期限の属する年の前 1 年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細）…………… 9	5 別紙 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（1 継続届出書の提出期限の属する年の前 1 年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細）…………… 9
6 同（付表 1 2 継続届出書の提出期限の属する年の前 2 年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細）…………… 11	6 同（付表 1 2 継続届出書の提出期限の属する年の前 2 年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細）…………… 11
7 同（付表 2 3 継続届出書の提出期限の属する年の前 3 年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細）…………… 12	7 同（付表 2 3 継続届出書の提出期限の属する年の前 3 年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細）…………… 12
8 特例農地等の異動の明細書…………… 13	8 特例農地等の異動の明細書…………… 13
9 贈与税の納税猶予の継続届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分）…………… 15	9 贈与税の納税猶予の継続届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分）…………… 15
10 別紙 特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書（ <u>租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分</u> ）…………… 17	10 別紙 特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書（ <u>1 届出書の提出期限を含む事業年度開始の前期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細</u> ）…………… 17
11 同（付表 1）…………… 19	11 同（付表 1 <u>2 届出書の提出期限を含む事業年度開始の前々期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細</u> ）…………… 19
12 同（付表 2）…………… 20	12 同（付表 2 <u>3 届出書の提出期限を含む事業年度開始の前々期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細</u> ）…………… 20
13 別紙 特例農地等の異動の明細書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分）…………… 21	13 別紙 特例農地等の異動の明細書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分）…………… 21

14 贈与税の納税猶予の継続届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）	22-1	(新 規)	
15 別紙 特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）	22-3	(新 規)	
16 別紙 特例農地等の異動の明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）	22-5	(新 規)	
17 特定転用の継続届出書	23	14 特定転用の継続届出書	23
18 同 付表	25	15 同 付表	25
19 貸付特例適用農地等に係る継続届出書	27	16 貸付特例適用農地等に係る継続届出書	27
(利子税の軽減の特例関係)		(利子税の軽減の特例関係)	
20 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書	29	17 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書	29
21 同（付表）	31	18 同（付表）	31
(猶予期限が確定した場合の処理関係)		(猶予期限が確定した場合の処理関係)	
22 猶予期限が確定した贈与税額の通知書（通知用）	32	19 猶予期限が確定した贈与税額の通知書（通知用）	32
23 贈与税の納税猶予取りやめ届出書	34	20 贈与税の納税猶予取りやめ届出書	34
(代替農地等の取得に関する承認申請があった場合等の処理関係)		(代替農地等の取得に関する承認申請があった場合等の処理関係)	
24 代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）	36	22 代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）	36
25 代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	38	23 代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	38
26 代替農地等の取得価額等の明細書	40	24 代替農地等の取得価額等の明細書	40
27 代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号）	42	25 代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号）	42
28 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）	44	26 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）	44
29 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	46	27 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	46
30 買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書	48	28 買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書	48
31 都市営農農地等該当に関する明細書	50	29 都市営農農地等該当に関する明細書	50
32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）	52	30 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）	52
(経営移譲年金受給のための使用貸借による権利設定等をした場合の処理関係)		(経営移譲年金受給のための使用貸借による権利設定等をした場合の処理関係)	
33 特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	54	31 特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	54
34 推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書	56	32 推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書	56
35 推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書	58	33 推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書	58
36 農業相続人が推定相続人等使用貸借による権利の設定をしていることの明細書	60	34 農業相続人が推定相続人等使用貸借による権利の設定をしていることの明細書	60
(特定農業生産法人に対する使用貸借による権利設定をした場合の処理関係)		(特定農業生産法人に対する使用貸借による権利設定をした場合の処理関係)	

37	使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	62	35	使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書	62
38	別紙 使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	64	36	別紙 使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書	64
39	やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	66	37	やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書	66
40	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	67-1		（新 規）	
41	同（付表）	67-3		（新 規）	
42	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項）	67-5		（新 規）	
43	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	67-7		（新 規）	
44	租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第7項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書	67-9		（新 規）	
45	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	67-11		（新 規）	
46	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	67-13		（新 規）	
47	特定農業生産法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	67-15		（新 規）	
48	別紙 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書	67-18		（新 規）	
49	やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）	67-20		（新 規）	
50	被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書	67-22		（新 規）	
51	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書	67-24		（新 規）	
52	特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	67-26		（新 規）	

53 別紙 貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書…………… 67-28	(新 規)
54 別紙 貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書…………… 67-30	(新 規)
55 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）…………… 67-32	(新 規)
56 別紙 使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）…………… 67-34	(新 規)
57 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）…………… 67-36	(新 規)
58 同（付表）…………… 67-38	(新 規)
59 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項）…………… 67-40	(新 規)
60 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）…………… 67-42	(新 規)
61 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書…………… 67-44	(新 規)
62 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）…………… 67-46	(新 規)
63 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）…………… 67-48	(新 規)
(特定転用関係)	(特定転用関係)
64 特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書（平成3年分：1号該当分）… 68	38 特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書（平成3年分：1号該当分）… 68
65 同 付表（平成3年分：1号該当分）…………… 70	39 同 付表（平成3年分：1号該当分）…………… 70
66 特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）…………… 72	40 特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）…………… 72
67 特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書（平成3年分：2号該当分）… 74	41 特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書（平成3年分：2号該当分）… 74
68 同 付表（平成3年分：2号該当分）…………… 76	42 同 付表（平成3年分：2号該当分）…………… 76
69 共同住宅の建設工事の着手に関する届出書（平成3年分：1・2号共通）…………… 78	43 共同住宅の建設工事の着手に関する届出書（平成3年分：1・2号共通）…………… 78
70 建築確認通知書の写し等の提出確約書（平成3年分：1・2号共通）…………… 80	44 建築確認通知書の写し等の提出確約書（平成3年分：1・2号共通）…………… 80
71 共同住宅の賃貸を公募により行う旨の届出書（平成3年分：2号該当分）…………… 82	45 共同住宅の賃貸を公募により行う旨の届出書（平成3年分：2号該当分）…………… 82
(借換特例関係)	(借換特例関係)
72 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権	46 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権

等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	84	等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	84
<u>73</u> 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等	86	<u>47</u> 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等	86
<u>74</u> 貸付特例適用農地等の変更届出書（再借受代替農地等を借り受けた場合）	88	<u>48</u> 貸付特例適用農地等の変更届出書（再借受代替農地等を借り受けた場合）	88
<u>75</u> 貸付特例適用農地等の(変更)届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）	90	<u>49</u> 貸付特例適用農地等の(変更)届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）	90
<u>76</u> 相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	92	<u>50</u> 相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	92
<u>77</u> 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等	94	<u>51</u> 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等	94
(一時的道路用地関係)		(一時的道路用地関係)	
<u>78</u> 一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書	96	<u>52</u> 一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書	96
<u>79</u> 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書	98	<u>53</u> 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書	98
<u>80</u> 同 付表	100	<u>54</u> 同 付表	100
<u>81</u> 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	102	<u>55</u> 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	102
<u>82</u> 一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書	104	<u>56</u> 一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書	104
<u>83</u> 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書	106	<u>57</u> 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書	106
(免除処理関係)		(免除処理関係)	
<u>84</u> 贈与税 相続税 の免除届出書	108	<u>58</u> 贈与税 相続税 の免除届出書	108
(贈与税の納期限の延長関係)		(贈与税の納期限の延長関係)	
<u>85</u> 代替農地等の取得に関する承認申請書（納期限延長事案用）	110	<u>59</u> 代替農地等の取得に関する承認申請書（納期限延長事案用）	110
<u>86</u> 納期限が確定した贈与税額の通知書（通知用）	112	<u>60</u> 納期限が確定した贈与税額の通知書（通知用）	112
<u>87</u> 贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書	114	<u>61</u> 贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書	114
<u>88</u> 納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書	116	<u>62</u> 納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書	116
<u>89</u> 贈与税の納期限延長の特例の適用に係る農地等異動の明細書	118	<u>63</u> 贈与税の納期限延長の特例の適用に係る農地等異動の明細書	118
(第9以降 省略)		(第9以降 省略)	

改 正 後

第 8 納税猶予関係

4 贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書

贈与税
相続税の納税猶予の継続届出書

贈与税関係簿	継 続 簿
※	※

_____ 税務署長 殿		平成____年____月____日	
_____ 届出者住所		〒	
_____ 氏名		印	
(電話番号____)		____	
第70条の4第1項、第70条の6第1項の規定による贈与税、相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第22項、第23項の規定により関係書類を添付して届け出ます。			
農地等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日		平成____年____月____日	
贈与者 被相続人	住所	氏名	(____年____月____日生)
1 納付すべき贈与税額、相続税額のうち納税の猶予を受けた贈与税額、相続税額_____円			
2 1のうちこの届出書の提出までに特別農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額、相続税額_____円			
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは消滅の放棄又は権利の消滅も含まれます。			
3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額、相続税額 (1-2の金額) _____円			
4 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に推定相続人、他の推定相続人等_____に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人、他の推定相続人等に引き続き使用させています。			
5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特別農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特別農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特別農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)			
※ 添付書類 ○ 農業経営を引き継いで行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き継ぎ行っている旨及び届出者が推定相続人の旨を農業に従事している旨の証明書) ○ この届出書を提出する前3年間に特別農地等の異動があった場合には、その明細書 ○ 特別農地等に係る農業経営に関する明細書(特別農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)			

関与税理士	_____ 電話番号
-------	---------------

(資12-12-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

改 正 前

第 8 納税猶予関係

4 贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書

贈与税
相続税の納税猶予の継続届出書

贈与税関係簿	継 続 簿
※	※

_____ 税務署長 殿		平成____年____月____日	
_____ 届出者住所		〒	
_____ 氏名		印	
(電話番号____)		____	
第70条の4第1項、第70条の6第1項の規定による贈与税、相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第22項、第23項の規定により関係書類を添付して届け出ます。			
農地等の贈与を受けた年月日		平成____年____月____日	
贈与者 被相続人	住所	氏名	(____年____月____日生)
1 納付すべき贈与税額、相続税額のうち納税の猶予を受けた贈与税額、相続税額_____円			
2 1のうちこの届出書の提出までに特別農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額、相続税額_____円			
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。			
3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額、相続税額 (1-2の金額) _____円			
4 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に推定相続人、他の推定相続人等_____に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人、他の推定相続人等に引き続き使用させています。			
5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特別農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特別農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特別農地等のうちに都市営農農地等がある場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)			
※ 添付書類 ○ 農業経営を引き継いで行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き継ぎ行っている旨及び届出者が推定相続人の旨を農業に従事している旨の証明書) ○ この届出書を提出する前3年間に特別農地等の異動があった場合には、その明細書 ○ 特別農地等に係る農業経営に関する明細書(特別農地等のうちに都市営農農地等を有する場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)			

関与税理士	_____ 印 電話番号
-------	-----------------

(資12-12-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

改 正 後

4 贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（記載方法等）

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

次に掲げる方は、贈与税又は相続税の申告期限から3年を経過することの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受ける旨税務署長に届け出る必要があります。

税 目	届 出 す る 必 要 の あ る 方	
贈与税	平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人 ② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）
	平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けているすべての人
相続税	平成17年3月31日以前の相続	④ 特例農地等の一部しか担保として提供していない人 ⑤ 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）
	平成17年4月1日以降の相続	⑥ 納税猶予を受けているすべての人

2 この届出書の記載方法

① 贈与税の納税猶予を引き続き受ける旨届け出る場合

次の該当箇所について、それぞれの「抹消する文字」欄の文字を横線で抹消してください。

該 当 箇 所	抹 消 す る 文 字
本文中	「第70条の6第1項」、「相続税」及び「第28項」
「農地等の贈与を受けた年月日」欄 相続（遺贈）があった	「相続（遺贈）があった」
「贈与者 被相続人」欄	「被相続人」
記載事項1から3までの「贈与税額 相続税額」欄	「相続税額」

② 相続税の納税猶予を引き続き受ける旨届け出る場合

次の該当箇所について、それぞれの「抹消する文字」欄の文字を横線で抹消してください。

該 当 箇 所	抹 消 す る 文 字
本文中	「第70条の4第1項」、「贈与税」及び「第22項」
「農地等の贈与を受けた年月日」欄 相続（遺贈）があった	「贈与を受けた」
「贈与者 被相続人」欄	「贈与者」
記載事項1から3までの「贈与税額 相続税額」欄	「贈与税額」

③ 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

④ 上記1の②、③又は⑥に該当する方は、別紙の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

改 正 前

4 贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（記載方法等）

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

次に掲げる方は、贈与税又は相続税の申告期限から毎3年を経過することの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受ける旨税務署長に届け出る必要があります。

税 目	届 出 す る 必 要 の あ る 方	
贈与税	平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人 ② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）
	平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けているすべての人
相続税	④ 特例農地等の一部しか担保として提供していない人 ⑤ 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）	

2 この届出書の記載方法

① 贈与税の納税猶予を引き続き受ける旨届け出る場合

次の該当箇所について、それぞれの「抹消する文字」欄の文字を横線で抹消してください。

該 当 箇 所	抹 消 す る 文 字
本文中	「第70条の6第1項」、「相続税」及び「第28項」
「農地等の贈与を受けた年月日」欄 相続（遺贈）があった	「相続（遺贈）があった」
「贈与者 被相続人」欄	「被相続人」
記載事項1から3までの「贈与税額 相続税額」欄	「相続税額」

② 相続税の納税猶予を引き続き受ける旨届け出る場合

次の該当箇所について、それぞれの「抹消する文字」欄の文字を横線で抹消してください。

該 当 箇 所	抹 消 す る 文 字
本文中	「第70条の4第1項」、「贈与税」及び「第22項」
「農地等の贈与を受けた年月日」欄 相続（遺贈）があった	「贈与を受けた」
「贈与者 被相続人」欄	「贈与者」
記載事項1から3までの「贈与税額 相続税額」欄	「贈与税額」

③ 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

④ 上記1の②、③又は⑥に該当する方は、別紙の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

改 正 後	改 正 前
5 別紙 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等を有する人（平成4年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。）<u>平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人又は平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の適用を受けている人が、継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。</u> 1 本文の「<u>租税特別措置法</u>^{第70条の4第22項}第70条の6第28項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第22項」の文字を横線で抹消してください。 2 「継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表1及び付表2も同様に記載してください。 (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 （注） 下記(4)との関係で、例えば、番号1として数欄使用する場合があるので留意してください。 (2) 「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。 (4) 「作付期間（種類品名等）」欄は、1筆の農地又は採草放牧地について、1年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「1月～3月」（○○）、「4月～6月」（○○）等と具体的に記載してください。 (5) 「収入金額」欄は、所得税（住民税）の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。 （注） 所得税（住民税）の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事（事業）消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。 (6) 作付期間や作付の種類などからみて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。 なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。	5 別紙 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等を有する人（平成4年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。）又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人が、<u>継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。</u> 1 本文の「<u>租税特別措置法</u>^{第70条の4第22項}第70条の6第28項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第22項」の文字を横線で抹消してください。 2 「継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表1及び付表2も同様に記載してください。 (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 （注） 下記(4)との関係で、例えば、番号1として数欄使用する場合があるので留意してください。 (2) 「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。 (4) 「作付期間（種類品名等）」欄は、1筆の農地又は採草放牧地について、1年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「1月～3月」（○○）、「4月～6月」（○○）等と具体的に記載してください。 (5) 「収入金額」欄は、所得税（住民税）の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。 （注） 所得税（住民税）の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事（事業）消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。 (6) 作付期間や作付の種類などからみて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。 なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。

改 正 後	改 正 前
8 特例農地等の異動の明細書（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この明細書は、継続届出書の提出期限前３年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。 1 本文の「<u>租税特別措置法</u> ^{第70条の４第22項} 第70条の６第28項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の６第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の４第22項」の文字を横線で抹消してください。 2 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。 3 「贈与価額・農業投資価格超過額」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。 4 「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、<u>耕作の放棄</u>、消滅、買取りの申出等に伴う譲渡 等と記載してください。	8 特例農地等の異動の明細書（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この明細書は、継続届出書の提出期限前３年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。 1 本文の「<u>租税特別措置法</u> ^{第70条の４第22項} 第70条の６第28項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の６第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の４第22項」の文字を横線で抹消してください。 2 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。 3 「贈与価額・農業投資価格超過額」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。 4 「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、消滅、買取りの申出等に伴う譲渡 等と記載してください。

改正後	改正前
9 贈与税の納税猶予の継続届出書（平成7年附則第36条第3項適用分）（記載方法等） （裏） 使用目的 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受ける人が、同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は次に掲げる区分により、それぞれ次のとおりとなります。 1 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の全部を担保に供している場合 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利を設定したことについての届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日まで 2 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の一部を担保に供している場合 贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日まで	9 贈与税の納税有余の継続届出書（平成7年附則第36条第3項適用分）（記載方法等） （裏） 使用目的 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受ける人が、同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は次に掲げる区分により、それぞれ次のとおりとなります。 1 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の全部を担保に供している場合 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利を設定したことについての届出書を提出した日の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日まで 2 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の一部を担保に供している場合 贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日まで

改正前

10 別紙 特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書（平成7年附則）

別紙

特例適用農地等に係る特定農業生産法人
の農業経営に関する明細書

受贈者 の氏名	山本 隆夫
------------	-------

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第10項の規定による届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細は、次のとおりです。

1 届出書の提出期限を含む事業年度開始の前期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地番	地目	面積 (内作付面積)	作付期間 (種類品名等)	生産量・飼育頭羽数 kg (頭羽)	出荷量 kg (頭羽)	主な出荷先 (氏名・名称)	収入金額
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
			()	～ ()				
合計			()					

(資 1 2 - 5 2 - 2 - A 4 統一)

11 付表 1

2 届出書の提出期限を含む事業年度開始の前々期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細

(資 1 2 - 5 2 · 1 0 7 - 3 - A 4 統一)

11 付表 1

2 届出書の提出期限を含む事業年度開始の前々期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細

(資 1 2 - 5 2 - 3 - A 4 統一)

改 正 後

12 附表 2

付表 2

3 届出書の提出期限を含む事業年度開始の前々々期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細

[illegible]

改 正 前

12 附表 2

附表 2

3 届出書の提出期限を含む事業年度開始の前々々期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細

[illegible]

改 正 後		改 正 前								
14 贈与税の納税猶予の継続届出書（平成17年附則）		(新規)								
贈 与 税 の 納 税 猶 予 の 継 続 届 出 書 (所 得 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 21 号) 附 則 第 55 条 第 3 項 又 は 第 5 項 適 用 分) 猶予整理簿 検 算 ※ ※ _____ 税務署長 殿 平成____年____月____日 〒 届出者 住所 _____ 氏名 _____印 (電話番号 _____) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、 次に掲げる税額等について確認し、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則 第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規 定により関係書類を添付して届け出ます。 <table><tr><td>贈 与 者</td><td>氏 名</td><td>住所又 は居所</td></tr></table> 届出者が贈与者から農地等を取得した年月日 (昭和・平成) ____年____月____日 1 納税猶予の適用を受けた贈与税額円 2 1のうちこの届出書の提出までに農地等を譲渡等したため、 既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額.....円 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額 (1－2)円 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成____年____月____日に下記の特定農業生産法 人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。 所在地 _____ 名称 _____ 5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上 記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例適用農地等に係る特定農業 生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。 6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、以下のとおり租税特別措置法施行令（平成17年 政令第103号）附則第33条第3項に規定する特定農業生産法人です。 <table><tr><td>特 定 農 業 生 産 法 人 の 区 分</td><td>☐ 認定農業生産法人 ☐ 認定特定農業法人</td></tr><tr><td>届出者の特定農業生産法人における地位等</td><td>(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 業務執行権を有する役員 ☐ 取締役</td></tr><tr><td>届出者の特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況</td><td>農 業 に 従 事 す る 日 数 _____日 農 作 業 に 従 事 す る 日 数 _____日</td></tr></table> (添付書類) ☐ この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、その明細書 ☐ 特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書 関与税理士 印 電話番号 ※印欄は記入しないでください。		贈 与 者	氏 名	住所又 は居所	特 定 農 業 生 産 法 人 の 区 分	☐ 認定農業生産法人 ☐ 認定特定農業法人	届出者の特定農業生産法人における地位等	(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 業務執行権を有する役員 ☐ 取締役	届出者の特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況	農 業 に 従 事 す る 日 数 _____日 農 作 業 に 従 事 す る 日 数 _____日
贈 与 者	氏 名	住所又 は居所								
特 定 農 業 生 産 法 人 の 区 分	☐ 認定農業生産法人 ☐ 認定特定農業法人									
届出者の特定農業生産法人における地位等	(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 業務執行権を有する役員 ☐ 取締役									
届出者の特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況	農 業 に 従 事 す る 日 数 _____日 農 作 業 に 従 事 す る 日 数 _____日									

改 正 後	改 正 前
14 贈与税の納税猶予の継続届出書（平成17年附則）（記載方法等） 記 載 方 法 等 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書を提出した人は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日までに、引き続いて贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨並びに法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する事項及び当該農業生産法人が一定の要件を満たす特定農業生産法人に該当する事実の明細を税務署長に提出しなければならないこととなっています。この届出書は、そのために使用してください。 （注）特例適用農地等の全部を租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する担保に供している人のうち継続届出書の提出を免除されている人であっても、法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受けた場合には、この継続届出書を提出する必要がありますのでご注意ください この場合、この継続届出書は、同条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日までに提出してください。 1 この届出書を提出する際は、別紙「特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」も併せて提出してください。 2 「特定農業生産法人の区分」欄は、当該法人が、租税特別措置法施行令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農業生産法人である場合には、「認定農業生産法人」の口にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農業生産法人である場合には、「認定特定農業法人」の口にレ印を記入してください。 3 「届出者の特定農業生産法人における地位等」欄は、届出者が特定農業生産法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの口にレ印を記入してください。 4 この届出書を提出する前 3 年間に特例適用農地等の異動があった場合には、別途、「特例農地等の異動の明細書」を提出してください。	（新規）

改正後		改正前																																																																																																																																																	
15 別紙 特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書（平成17年附則）		(新規)																																																																																																																																																	
別紙 特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書 (所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分) 受贈者の氏名 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定による届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細は次のとおりです。 1 届出書の提出期限を含む事業年度開始の前期の事業年度における農地等に係る農業経営に関する明細 <table><thead><tr><th>番号</th><th>農地等の所在地番</th><th>地目</th><th>面積 (内作付面積)</th><th>作付期間 (種類品名等)</th><th>生産量・飼育頭羽数 kg（頭羽）</th><th>出荷量 kg（頭羽）</th><th>主な出荷先（氏名・名称）</th><th>収入金額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td>～ （ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td>（ ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (資12-107-2-A4統一)		番号	農地等の所在地番	地目	面積 (内作付面積)	作付期間 (種類品名等)	生産量・飼育頭羽数 kg（頭羽）	出荷量 kg（頭羽）	主な出荷先（氏名・名称）	収入金額				（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）								（ ）	～ （ ）					合計			（ ）							
番号	農地等の所在地番	地目	面積 (内作付面積)	作付期間 (種類品名等)	生産量・飼育頭羽数 kg（頭羽）	出荷量 kg（頭羽）	主な出荷先（氏名・名称）	収入金額																																																																																																																																											
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
			（ ）	～ （ ）																																																																																																																																															
合計			（ ）																																																																																																																																																

改 正 後	改 正 前
15 別紙 特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書 (平成17年附則)(記載方法等) 記 載 方 法 等 この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書を提出した人が、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過することの日にまでに、引き続いて贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨等の届出を税務署長に提出する際に、届出書の提出期限を含む事業年度開始の前 3 年以内に開始した各事業年度における農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細を税務署長に届け出るときに使用してください。 1 この明細書は、継続届出書に添付して提出してください。 2 「番号」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 3 「農地等の所在地番」欄は、登記簿上の表示に従って地番まで記載してください。 4 「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びその内作付している面積を記載してください。 5 「作付期間（種類品名等）」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地について、1 年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「1 月～3 月」（○○）、「4 月～6 月」（○○）等と具体的に記載してください。 6 「収入金額」欄は、所得税（住民税）の申告における収入金額を記載してください。 なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。 （注）所得税（住民税）の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事（家業）消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。 7 作付期間や作付の種類などからみて、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○地区といった所在地単位にまとめて記載して差し支えありません。 なお、この場合の「農地等の所在地番」欄は、代表的な所在地番を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。	(新規)

改正後						改正前																																																																																																																																											
16 別紙 特例農地等の異動の明細書（平成 17 年附則）						(新規)																																																																																																																																											
別 紙 特 例 農 地 等 の 異 動 の 明 細 書 (所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項適用分) <table><thead><tr><th colspan="2">受 贈 者 の 氏 名</th><th colspan="2">猶 予 整 理 簿</th><th colspan="2">検 算</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">※</th><th colspan="2">※</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6">所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 号第 14 項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第 70 条の 4 第 22 項の規定による届出書の提出期限前 3 年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。</td></tr><tr><th>番 号</th><th>農 地 等 の 所 在 地 番</th><th>地目等</th><th>面 積</th><th>贈 与 価 額</th><th>譲 渡 等 の 年 月 日 態 様</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・ -----</td></tr></tbody></table> ※欄には記入しないでください。 (資 12-107-5-A4 統一)						受 贈 者 の 氏 名		猶 予 整 理 簿		検 算				※		※		所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 号第 14 項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第 70 条の 4 第 22 項の規定による届出書の提出期限前 3 年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。						番 号	農 地 等 の 所 在 地 番	地目等	面 積	贈 与 価 額	譲 渡 等 の 年 月 日 態 様						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----						・ ・ -----		
受 贈 者 の 氏 名		猶 予 整 理 簿		検 算																																																																																																																																													
		※		※																																																																																																																																													
所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 号第 14 項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第 70 条の 4 第 22 項の規定による届出書の提出期限前 3 年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。																																																																																																																																																	
番 号	農 地 等 の 所 在 地 番	地目等	面 積	贈 与 価 額	譲 渡 等 の 年 月 日 態 様																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												
					・ ・ -----																																																																																																																																												

改正後	改正前
16 別紙 特例農地等の異動の明細書（平成17年附則）（記載方法等） 記載方法等 この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受ける人が、継続届出書の提出期限前 3 年の間に使用貸借による権利の設定をした農地等に異動があった場合にその異動等の明細を記載するときに使用してください。 1 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。 2 「贈与価額」欄は、農地等の価額を贈与税の申告書により記載してください。 3 「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。	（新規）

改 正 後

17 特定転用の継続届出書（記載方法等）

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、税務署長の承認を受けて特定市街化区域農地等を賃貸用共同住宅の敷地又は都市公園として転用し、相統税の納税猶予の継続適用を受けている人が、その転用に係る承認を受けた日の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに、納税の猶予を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- 1 この届出書の本文中の「第 号」欄及び「4」欄の「第 号」欄については、承認を受けた転用の区分に応じて、例えば、「第1号」、「第2号」のように記載してください。

(注) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項が平成9年、平成13年及び平成16年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相統開始の年分により、次のとおりとなっています。

相統開始の年分	新旧の区分	特 定 転 用 の 区 分
昭和50～59年分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用
昭和60～平成3年分	新	1号転用、2号転用

- 2 この届出書の「2」欄の「転用に関する承認年月日」欄については、転用についての承認通知を受領している場合にはその通知書に記載されている年月日を、転用についての承認通知を受領していない場合には特定転用の承認申請書を提出した日から1か月を経過した日を記載してください。
- 3 この届出書の「2」欄の「相統又は遺贈により取得した特例農地等」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。
 - イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。
 - ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。
 - ハ 「面積」欄は、相統税の申告書上の面積を記載します。
 - ニ 「特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等」欄は、承認を得て転用した部分に該当する農地等については「該当」を、それ以外の農地等については「非該当」を○で囲んでください。
 - ホ 「転用分の実測面積」欄は、「特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて、実測がなされている場合にその面積を記載します。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

改 正 前

17 特定転用の継続届出書（記載方法等）

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、税務署長の承認を受けて特定市街化区域農地等を賃貸用共同住宅の敷地又は都市公園として転用し、相統税の納税猶予の継続適用を受けている人が、その転用に係る承認を受けた日の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに、納税の猶予を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- 1 この届出書の本文中の「第 号」欄及び「4」欄の「第 号」欄については、承認を受けた転用の区分に応じて、例えば、「第1号」、「第2号」のように記載してください。

(注) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項が平成9年及び平成13年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相統開始の年分により、次のとおりとなっています。

相統開始の年分	新旧の区分	特 定 転 用 の 区 分
昭和50～59年分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用
昭和60～平成2年分	新	1号転用、2号転用

- 2 この届出書の「2」欄の「転用に関する承認年月日」欄については、転用についての承認通知を受領している場合にはその通知書に記載されている年月日を、転用についての承認通知を受領していない場合には特定転用の承認申請書を提出した日から1か月を経過した日を記載してください。
- 3 この届出書の「2」欄の「相統又は遺贈により取得した特例農地等」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。
 - イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。
 - ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。
 - ハ 「面積」欄は、相統税の申告書上の面積を記載します。
 - ニ 「特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等」欄は、承認を得て転用した部分に該当する農地等については「該当」を、それ以外の農地等については「非該当」を○で囲んでください。
 - ホ 「転用分の実測面積」欄は、「特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて、実測がなされている場合にその面積を記載します。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

改 正 後

18 特定転用の継続届出書（付表）（記載方法等）

（裏）
記 載 方 法 等

- この付表は、特定転用の継続届出書と一緒に提出してください。
- (1)～(3)の各欄については、承認を受けた特定転用の区分に応じ、関係する欄のみ記載してください。
（注） 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項が平成9年、平成13年及び平成16年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相続開始の年分により、次のとおりとなっています。

相続開始の年分	新旧の区分	特 定 転 用 の 区 分
昭和50～59年分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用
昭和60～平成3年分	新	1号転用、2号転用

- 「(1) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等に関する事項（旧1号、旧4号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、次により記載してください。
 (1) 「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、次の場合にその変更状況を記載します。
 イ 特定市街化区域農地等の貸付けに関する届出書の提出後契約の条件に変更があった場合
 ロ 2回目以降のこの届出書を提出する場合において前回の届出書の提出後契約の条件に変更があった場合
 (2) 「貸付け土地等の用途」欄は、承認を受けた転用の区分以外の文字を、横線で抹消してください。
- 「(2) 共同住宅の貸付けに関する事項（新1号、旧2号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、記載してください。なお、「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、上記3の(1)に準じて記載してください。
- 「(3) 新築又は取得した共同住宅に関する事項（新1号、新2号、旧2号、旧3号転用の場合）」の各欄については、この届出書を提出する時における共同住宅の構造等に基づき、次により記載して下さい。
 (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていな場合には、仮称を記載してください。）。
 (2) 「独立部分の数」及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。
 (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。
 (4) 「独立部分3、3㎡当たりの取得価額（増改築等を行った場合）」欄は、前回のこの届出書の提出の時から今回のこの届出書の提出時までに、共同住宅について、例えば増改築等を行った場合に、その増改築等の内容とこれに要した費用の明細を記載してください。
 (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている主たる土地の所在地及びその敷地面積を記載します。
 また、図面等により具体的に各棟と敷地との位置関係を線引き等により表示したものを添付してください。
- 「(4) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細」欄は、特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を届出書（本表）の「2」欄に準じて記載してください。

改 正 前

18 特定転用の継続届出書（付表）（記載方法等）

（裏）
記 載 方 法 等

- この付表は、特定転用の継続届出書と一緒に提出してください。
- (1)～(3)の各欄については、承認を受けた特定転用の区分に応じ、関係する欄のみ記載してください。
（注） 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項が平成9年及び平成13年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相続開始の年分により、次のとおりとなっています。

相続開始の年分	新旧の区分	特 定 転 用 の 区 分
昭和50～59年分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用
昭和60～平成2年分	新	1号転用、2号転用

- 「(1) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等に関する事項（旧1号、旧4号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、次により記載してください。
 (1) 「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、次の場合にその変更状況を記載します。
 イ 特定市街化区域農地等の貸付けに関する届出書の提出後契約の条件に変更があった場合
 ロ 2回目以降のこの届出書を提出する場合において前回の届出書の提出後契約の条件に変更があった場合
 (2) 「貸付け土地等の用途」欄は、承認を受けた転用の区分以外の文字を、横線で抹消してください。
- 「(2) 共同住宅の貸付けに関する事項（新1号、旧2号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、記載してください。なお、「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、上記3の(1)に準じて記載してください。
- 「(3) 新築又は取得した共同住宅に関する事項（新1号、新2号、旧2号、旧3号転用の場合）」の各欄については、この届出書を提出する時における共同住宅の構造等に基づき、次により記載して下さい。
 (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていな場合には、仮称を記載してください。）。
 (2) 「独立部分の数」及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。
 (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。
 (4) 「独立部分3、3㎡当たりの取得価額（増改築等を行った場合）」欄は、前回のこの届出書の提出の時から今回のこの届出書の提出時までに、共同住宅について、例えば増改築等を行った場合に、その増改築等の内容とこれに要した費用の明細を記載してください。
 (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている主たる土地の所在地及びその敷地面積を記載します。
 また、図面等により具体的に各棟と敷地との位置関係を線引き等により表示したものを添付してください。
- 「(4) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細」欄は、特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を届出書（本表）の「2」欄に準じて記載してください。

改 正 後	改 正 前
19 貸付特例適用農地等に係る継続届出書（記載方法等） 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。 2 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。 イ 「田・畑・採草放牧地・その他（ ）」には、該当する文字を○で囲んでください。 なお、「その他（ ）」の（ ）内には、具体的な現況を記載してください。 ロ 「〔作物名等〕」には、具体的な作物名等を記載してください。 3 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。 4 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。 5 「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。 6 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「2」に準じて記載してください。 7 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。 8 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「4」に準じて記載してください。 9 「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「7」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。 10 「3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。	16 貸付特例適用農地等に係る継続届出書（記載方法等） 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して<u>毎1年</u>を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。 2 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。 イ 「田・畑・採草放牧地・その他（ ）」には、該当する文字を○で囲んでください。 なお、「その他（ ）」の（ ）内には、具体的な現況を記載してください。 ロ 「〔作物名等〕」には、具体的な作物名等を記載してください。 3 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。 4 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。 5 「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。 6 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「2」に準じて記載してください。 7 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。 8 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「4」に準じて記載してください。 9 「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「7」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。 10 「3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

改 正 後	改 正 前
20 納税猶予の適用を受けている農地等について取用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書（記載方法等） (裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は同法第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を取用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第70条の7第1項又は第70条の7第3項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。 1 提出期限 この届出書は、納税猶予に係る期限（取用交換等により譲渡した日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。 なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、軽減の特例の適用が認められます。 2 記載要領 ① 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。 ② 「取用交換等により譲渡した農地等の明細」欄 イ 取用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。 ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。 （注）「公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。 ③ 「農地等の譲渡をした日」欄 取用交換等による譲渡をした日を記載してください。 ④ 「農地等の譲渡先」欄 農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。 （注）「公共事業施行者から取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」を発行した公共事業施行者と同じになります。 ⑤ 「その他参考事項」欄 イ 取用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。 ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。 3 添付書類 届出書には次の書類を添付してください。 ① 公共事業施行者から取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類 ② 取用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）	17 納税猶予の適用を受けている農地等について取用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書（記載方法等） (裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は同法第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を取用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第70条の7第1項又は第70条の7第3項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。 1 提出期限 この届出書は、納税猶予に係る期限（取用交換等により譲渡した日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。 なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、軽減の特例の適用が認められます。 2 記載要領 ① 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。 ② 「取用交換等により譲渡した農地等の明細」欄 イ 取用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。 ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。 （注）「公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。 ③ 「農地等の譲渡をした日」欄 取用交換等による譲渡をした日を記載してください。 ④ 「農地等の譲渡先」欄 農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。 （注）「公共事業施行者から取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」を発行した公共事業施行者と同じになります。 ⑤ 「その他参考事項」欄 イ 取用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。 ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。 3 添付書類 届出書には次の書類を添付してください。 ① 公共事業施行者から取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類 ② 取用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記簿謄本）

改 正 後

24 代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）

代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）

				整理簿番号	
					
〒 _____					
住 所 _____					
税務署長殿 申請者 _____					
____年 ____月 ____日提出 氏 名 _____ ⑩ 電話 _____					
租税特別措置法施行令 第40条の6 第28項 の規定により 贈与税 の納税猶予の適用に係 第40条の7 第28項 相続税 相続税 る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。					
譲渡等をした 特例農地等	農 地 等 の 所 在 地			計	
	農地等の地目等、面積		㎡		㎡
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	平成 ____年 ____月 ____日	平成 ____年 ____月 ____日		
	贈与 相続(遺贈)の時の価額	円	円	円	
	農 業 投 資 価 格	円	円	円	
	農業投資価格超過額	円	円	円	
	譲渡等の年月日、態様	平成 ____年 ____月 ____日	平成 ____年 ____月 ____日		
	譲渡等の対価の額	円	円	円	
取得見込の農地又は 採草放牧地	農 地 又 は 採 草 放 牧 地 の 所 在 地				
	農地又は採草放牧 地の地目等、面積		㎡		㎡
	取得予定の年月日	平成 ____年 ____月 ____日	平成 ____年 ____月 ____日		
	取得価額の見積額	円	円	円	

（注）農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

（資 12-19-1-A 4 統一）

改 正 前

22 代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）

代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）

				整理簿番号	
					
〒 _____					
住 所 _____					
税務署長殿 申請者 _____					
____年 ____月 ____日提出 氏 名 _____ ⑩ 電話 _____					
租税特別措置法施行令 第40条の6 第25項 の規定により 贈与税 の納税猶予の適用に係 第40条の7 第25項 相続税 相続税 る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。					
譲渡等をした 特例農地等	農 地 等 の 所 在 地			計	
	農地等の地目等、面積		㎡		㎡
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	平成 ____年 ____月 ____日	平成 ____年 ____月 ____日		
	贈与 相続(遺贈)の時の価額	円	円	円	
	農 業 投 資 価 格	円	円	円	
	農業投資価格超過額	円	円	円	
	譲渡等の年月日、態様	平成 ____年 ____月 ____日	平成 ____年 ____月 ____日		
	譲渡等の対価の額	円	円	円	
取得見込の農地又は 採草放牧地	農 地 又 は 採 草 放 牧 地 の 所 在 地				
	農地又は採草放牧 地の地目等、面積		㎡		㎡
	取得予定の年月日	平成 ____年 ____月 ____日	平成 ____年 ____月 ____日		
	取得価額の見積額	円	円	円	

（注）農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

（資 12-19-1-A 4 統一）

改 正 後	改 正 前
24 代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）（記載方法等） 記 載 方 法 等 この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等を取得する見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。 1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第28項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第28項」と「贈与税」の文字を横線で抹消してください。 2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。 ① 「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。 ② 「譲渡等の年月日、態様」欄には、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、<u>耕作の放棄</u>、消滅と記載してください。 なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。 3 「取得見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込である農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。	22 代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）（記載方法等） 記 載 方 法 等 この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等を取得する見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。 1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第25項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第25項」と「贈与税」の文字を横線で抹消してください。 2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。 ① 「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。 ② 「譲渡等の年月日、態様」欄には、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、消滅と記載してください。 なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。 3 「取得見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込である農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

改 正 後	改 正 前
26 代替農地等の取得価額等の明細書（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この明細書は、特例農地等の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。 なお、この明細書は、代替農地等の取得後遅滞なく税務署長に提出してください。 1 本文の「租税特別措置法施行規則 ^{第23条の7 第21項} 第23条の8 第16項」は、この明細書を提出する人が、贈与税の納税猶予を受けている場合は、「第23条の8 第16項」の文字を、相続税の納税猶予を受けている場合は「第23条の7 第21項」の文字を横線で抹消してください。 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。 (1) 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。 (2) 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。 4 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。 第12～30	24 代替農地等の取得価額等の明細書（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この明細書は、特例農地等の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。 なお、この明細書は、代替農地等の取得後遅滞なく税務署長に提出してください。 1 本文の「租税特別措置法施行規則 ^{第23条の7 第21項} 第23条の8 第16項」は、この明細書を提出する人が、贈与税の納税猶予を受けている場合は、「第23条の8 第16項」の文字を、相続税の納税猶予を受けている場合は「第23条の7 第21項」の文字を横線で抹消してください。 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。 (1) 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。 (2) 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、消滅と記載してください。 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。 4 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。 第12～30

改 正 後	改 正 前
27 代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この明細書は、贈与税の納税猶予を受けている者が特例農地等を譲渡し、これについて代替農地等の取得の承認を受けている場合において、特例農地等を譲渡した日から1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。 1 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。 2 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。	25 代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この明細書は、贈与税の納税猶予を受けている者が特例農地等を譲渡し、これについて代替農地等の取得の承認を受けている場合において、特例農地等を譲渡した日から1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。 1 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。 2 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、消滅と記載してください。

改 正 後

28 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
（納税猶予事案用）

整理簿番号

税務署 受付印	〒				
	住 所				
税務署長殿		申請者			
年 月 日提出		氏 名			
		◎ 電話			
租税特別措置法施行令 第40条の6 第43項 贈与税 第40条の7 第45項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に係 る 代替農地等の取得価額の見積額等 に関する承認申請をいたします。 都市営農農地等該当見込み等					
買 取 り の 申 出 等 に 係 る 農 地 又 は 採 草 放 牧 地 の 明 細	農 地 等 の 所 在 地				計
	農地等の地目等、面積		㎡		㎡
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与との時の価額	円	円	円	円
	農 業 投 資 価 格	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
譲 渡 又 は 採 草 放 牧 地 の 明 細	譲渡等の予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円
	取得する農地又は採草 放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積		㎡		㎡
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
都 等 市 該 當 の 農 明 地 細	取得対価の見積額	円	円	円	円
	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	都市営農農地等該当見込 の農地又は採草放牧地の所在地				
農地等の地目、面積		㎡		㎡	

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-35-1-A 4 統一)

改 正 前

26 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
（納税猶予事案用）

整理簿番号

税務署 受付印	〒				
	住 所				
税務署長殿		申請者			
年 月 日提出		氏 名			
		◎ 電話			
租税特別措置法施行令 第40条の6 第39項 贈与税 第40条の7 第41項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に係 る 代替農地等の取得価額の見積額等 に関する承認申請をいたします。 都市営農農地等該当見込み等					
買 取 り の 申 出 等 に 係 る 農 地 又 は 採 草 放 牧 地 の 明 細	農 地 等 の 所 在 地				計
	農地等の地目等、面積		㎡		㎡
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与との時の価額	円	円	円	円
	農 業 投 資 価 格	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
譲 渡 又 は 採 草 放 牧 地 の 明 細	譲渡等の予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円
	取得する農地又は採草 放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積		㎡		㎡
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
都 等 市 該 當 の 農 明 地 細	取得対価の見積額	円	円	円	円
	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	都市営農農地等該当見込 の農地又は採草放牧地の所在地				
農地等の地目、面積		㎡		㎡	

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-35-1-A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
28 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から１年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から１年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から１か月以内です。 １ この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の７第45項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の６第43項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。 ２ 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。 この場合、次の欄は次により記載してください。 (1) 「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ田、畑と記載してください。 (2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第１項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。 なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。 ３ 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。	26 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から１年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から１年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から１か月以内です。 １ この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の７第41項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の６第39項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。 ２ 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。 この場合、次の欄は次により記載してください。 (1) 「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ田、畑と記載してください。 (2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第１項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。 なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。 ３ 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

改 正 後	改 正 前
30 買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書（記載方法等） 記 載 方 法 等 この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から1年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。 第23条の7第28項 第23条の8第23項 1 本文の「租税特別措置法施行規則」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第23項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第28項」の文字を横線で抹消してください。 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。 この場合、次の欄は次により記載してください。 (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。 (2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。 (3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、<u>耕作の放棄</u>、消滅と記載してください。 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。 なお、「取得の態様」欄は、上記2の(3)に準じて記載してください。 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。	28 買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書（記載方法等） (裏) 記載方法等 この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から1年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。 第23条の7第28項 第23条の8第23項 1 本文の「租税特別措置法施行規則」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第23項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第28項」の文字を横線で抹消してください。 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。 この場合、次の欄は次により記載してください。 (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。 (2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。 (3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、消滅と記載してください。 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。 なお、「取得の態様」欄は、上記2の(3)に準じて記載してください。 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

改 正 後	改 正 前
32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が買取りの申出等に係る特例農地等を譲渡し、かつ、代替農地等の取得の承認を受けている場合又は買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、買取りの申出等後1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その死亡について相続税の納税猶予を受けるために相続税の申告書の添付書類《添付明細書》として使用してください。 「地目等」欄には、買取りの申出等に係る特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。 「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出の日、都市計画の決定又は変更の告示の日、都市計画の失効の日を記載してください。 「買取りの申出等の内容」欄には、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。 「譲渡等の対価の額」は、譲渡等の対価の額又はその予定額を記載してください。 「譲渡等の年月日、譲渡等の態様」欄は、譲渡等の年月日を記載するとともに、その譲渡等の態様に 応じ、譲渡、設定、<u>耕作の放棄</u>、消滅と記載してください。 「都市営農農地等該当年月日」欄には、都市営農農地等に該当した年月日又はその該当予定年月日を記載してください。	30 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が買取りの申出等に係る特例農地等を譲渡し、かつ、代替農地等の取得の承認を受けている場合又は買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、買取りの申出等後1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その死亡について相続税の納税猶予を受けるために相続税の申告書の添付書類《添付明細書》として使用してください。 「地目等」欄には、買取りの申出等に係る特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。 「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出の日、都市計画の決定又は変更の告示の日、都市計画の失効の日を記載してください。 「買取りの申出等の内容」欄には、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。 「譲渡等の対価の額」は、譲渡等の対価の額又はその予定額を記載してください。 「譲渡等の年月日、譲渡等の態様」欄は、譲渡等の年月日を記載するとともに、その譲渡等の態様に 応じ、譲渡、設定、<u>耕作の放棄</u>、消滅と記載してください。 「都市営農農地等該当年月日」欄には、都市営農農地等に該当した年月日又はその該当予定年月日を記載してください。

改 正 後

37 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書（平成7年附則第36条第3項適用分）

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

平成____年____月____日								
____税務署長 殿								
〒								
届出者 住所 _____								
氏名 _____印								
(電話番号 _____)								
平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第4項の規定により届け出ます。								
1	合併により消滅した特定農業生産法人	所在地		名 称				
2	合併法人	所在地		名 称				
1 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併した日は、平成____年____月____日です。								
2 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成____年____月____日です。								
3 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」とおりです。								
4 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第2条第7項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する（ <table><tr><td>理 取 締</td><td>事 務 執 行 権 を 有 す る 社 員</td></tr></table> ）に就任し、かつ、常時従事者である（ <table><tr><td>組合員</td><td>社 員</td></tr></table> ）（1年間のうち、当該農業生産法人の農業に従事する日数が____日であり、かつ、農業に必要な農作業に____日従事します。）となっています。					理 取 締	事 務 執 行 権 を 有 す る 社 員	組合員	社 員
理 取 締	事 務 執 行 権 を 有 す る 社 員							
組合員	社 員							
添付書類 ○ 合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第3項に規定する特定農業生産法人に該当する旨の農業委員会の証明書 ○ 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類） ○ 合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し								
関与税理士		印	電話番号					

(資12-61-A4統一)

改 正 前

35 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

平成____年____月____日								
____税務署長 殿								
〒								
届出者住所 _____								
氏名 _____印								
(電話番号 _____)								
平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第4項の規定により届け出ます。								
1	合併により消滅した特定農業生産法人	所在地		名 称				
2	合併法人	所在地		名 称				
1 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併した日は、平成____年____月____日です。								
2 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成____年____月____日です。								
3 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」とおりです。								
4 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第2条第7項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する（ <table><tr><td>理 取 締</td><td>事 務 執 行 権 を 有 す る 社 員</td></tr></table> ）に就任し、かつ、常時従事者である（ <table><tr><td>組合員</td><td>社 員</td></tr></table> ）（1年間のうち、当該農業生産法人の農業に従事する日数が____日であり、かつ、農業に必要な農作業に____日従事します。）となっています。					理 取 締	事 務 執 行 権 を 有 す る 社 員	組合員	社 員
理 取 締	事 務 執 行 権 を 有 す る 社 員							
組合員	社 員							
添付書類 ○ 合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第3項に規定する特定農業生産法人に該当する旨の農業委員会の証明書 ○ 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類） ○ 合併又は分割後の法人の登記簿謄本及び合併契約書の写し								
関与税理士		印	電話番号					

(資12-61-A4統一)

改 正 後					改 正 前																																																																																																																																																																																																									
38 別紙 使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書					36 別紙 使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書																																																																																																																																																																																																									
別 紙 使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書 （租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分） <table><tr><td>受贈者の氏名</td><td></td><td>猶予整理簿</td></tr><tr><td></td><td></td><td>※</td></tr></table> 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第4項に定める合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人又は分割承継法人から合併法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細は、次のとおりです。 <table><thead><tr><th>番号</th><th>農地等の所在地番</th><th>地目</th><th>面積</th><th>使用貸借による権利の設定許可日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>m</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※印欄は記入しないでください。 (資12-62-A4統一)					受贈者の氏名		猶予整理簿			※	番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日				m																																																																																							別 紙 使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書 <table><tr><td>受贈者の氏名</td><td></td><td>猶予整理簿</td></tr><tr><td></td><td></td><td>※</td></tr></table> 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第4項に定める合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人又は分割承継法人から合併法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細は、次のとおりです。 <table><thead><tr><th>番号</th><th>農地等の所在地番</th><th>地目等</th><th>面積</th><th>使用貸借による権利の設定許可日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>m</td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>. .</td></tr></tbody></table> ※印欄は記入しないでください。 (資12-62-A4統一)					受贈者の氏名		猶予整理簿			※	番号	農地等の所在地番	地目等	面積	使用貸借による権利の設定許可日				m	. .					. .					. .					. .					. .					. .					. .					. .					. .					. .					. .					. .					. .					. .					. .					. .					. .
受贈者の氏名		猶予整理簿																																																																																																																																																																																																												
		※																																																																																																																																																																																																												
番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日																																																																																																																																																																																																										
			m																																																																																																																																																																																																											
受贈者の氏名		猶予整理簿																																																																																																																																																																																																												
		※																																																																																																																																																																																																												
番号	農地等の所在地番	地目等	面積	使用貸借による権利の設定許可日																																																																																																																																																																																																										
			m	. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										
				. .																																																																																																																																																																																																										

改 正 後

39 やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書
(平成7年附則第36条第3項適用分)

やむを得ない事由により常時従事者である
構成員に該当しないこととなった旨の届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

平成____年____月____日

税務署長 殿

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、平成____年____月____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の特定農業生産法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条(第5項、第6項)の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農業生産法人の所在地・名称

所在地 _____ 名 称 _____

(注) この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から1月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

(事情の詳細)

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資12-63-A4統一)

改 正 前

37 やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書

やむを得ない事由により常時従事者である構成員に
該当しないこととなった旨の届出書

平 成____年____月____日

税 務 署 長 殿

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

私は、下記1のやむを得ない事由により、平成____年(12月31日現在)において、常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の特定農業生産法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条(第5項、第6項)の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農業生産法人の所在地・名称

所在地 _____ 名 称 _____

(注) この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった当年の翌年2月末日です。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

(事情の詳細)

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資12-63-A4統一)

改 正 後	改 正 前
39 やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書 (租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成 7 年附則第36条第 3 項適用分) (記載方法等) 記 載 方 法 等 この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農業生産法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農業生産法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成 7 年政令第 1 5 8 号) 附則第28条第 5 項又は第 6 項の規定により税務署長に提出するときに使用します。 なお、この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、「(事情の詳細)」欄にその事情の詳細を記載してください。 1 本文中の「附則第28条 第 5 項 第 6 項」の箇所は、この届出書の提出期限までに提出する場合には「第 6 項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第 5 項」の文字を横線で抹消してください。 2 この届出書を提出期限までに提出できなかった場合の事情の詳細は、できるだけ具体的に記載してください。	37 やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書 使用目的及び記載要領 (裏) 使用目的及び記載要領 この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農業生産法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農業生産法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成 7 年政令第 158 号) 附則第28条第 5 項の規定により税務署長に提出するときに使用します。 なお、この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、「(事情の詳細)」欄にその事情の詳細を記載してください。 1 本文中の「附則第28条 第 5 項 第 6 項」の箇所は、この届出書を提出期限までに提出する場合には、「第 6 項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第 5 項」の文字を横線で抹消してください。 2 この届出書を提出期限までに提出できなかった場合の事情の詳細は、できるだけ具体的に記載してください。

改正後	改正前																
40 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（平成 7 年附則第36条第 3 項適用分） 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 (租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分) 税務署 受付印 整理簿番号 * 〒 税務署長 殿 住所 申請者 氏 名 電話 年 月 日提出 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 36 条第 3 項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 7 号）第 1 項の規定による改正後の租税特別措置法第 70 条の 4 第 15 項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第 36 条第 6 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 7 年政令第 158 号）附則第 28 条第 7 項の規定により承認申請します。 1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項 法附則第 36 条第 3 項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。 2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項 <table><tr><td rowspan="5">(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項</td><td>貸付先（事業施行者）の名称</td><td>名称</td><td>所在地</td></tr><tr><td>貸付けを行った日</td><td colspan="2">平成 年 月 日</td></tr><tr><td>貸 付 期 限</td><td colspan="2">平成 年 月 日</td></tr><tr><td>地上権等の登記の有</td><td colspan="2">有 ・ 無</td></tr><tr><td>貸 貸 料 の 金 額</td><td colspan="2">円 ・ 無 償</td></tr></table> (2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事 業 名 使用目的 3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日 承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、平成 年 月 日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。 関与税理士 印 電話番号 (資 12－87－1－A4 統一) ※印欄は記入しないでください。 <td> (新規) </td>	(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	名称	所在地	貸付けを行った日	平成 年 月 日		貸 付 期 限	平成 年 月 日		地上権等の登記の有	有 ・ 無		貸 貸 料 の 金 額	円 ・ 無 償		(新規)
(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項		貸付先（事業施行者）の名称	名称	所在地													
		貸付けを行った日	平成 年 月 日														
		貸 付 期 限	平成 年 月 日														
		地上権等の登記の有	有 ・ 無														
	貸 貸 料 の 金 額	円 ・ 無 償															

改 正 後	改 正 前
40 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（平成 7 年附則第36条第 3 項適用分）（記載方法等） 記 載 方 法 等 この承認申請書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。 1 2 (1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。 2 2 (1)の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。 3 2 (2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。 4 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 5 この承認申請書には付表も併せて提出してください。 6 この承認申請書には、次の書類を添付してください。 (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類 (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し	（新規）

改 正 後		改 正 前																																																																																								
41 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表） （平成7年附則第36条第3項適用分） 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表） （租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分） <table><tr><td colspan="2">整理簿番号</td><td colspan="2">※</td></tr></table> 1 法附則第36条第3項の規定により届け出た農地等に関する事項 <table><tr><td>農地等を贈与により取得した年月日</td><td colspan="3">平成____年____月____日</td></tr><tr><td>贈与者</td><td>氏名</td><td>住所</td><td></td></tr><tr><td>使用貸借による権利を設定していた特定農業生産法人</td><td>名称</td><td>所在地</td><td></td></tr></table> 2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細 <table><thead><tr><th>番号</th><th>農地等の所在地番</th><th>地目</th><th>貸付け直前の利用状況</th><th>面積</th><th>地上権等の登記の有無</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有・無</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>()</td><td>有・無</td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>()</td><td>有・無</td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>()</td><td>有・無</td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td>()</td><td>有・無</td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td>()</td><td>有・無</td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td>()</td><td>有・無</td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td>()</td><td>有・無</td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td>()</td><td>有・無</td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td>()</td><td>有・無</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td>合 計</td><td>()㎡ ㎡</td><td></td></tr></tbody></table> (添付書類) 1. 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第8項に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類 2. 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵第33号）第14条第9項に規定する事業施行者との契約書等の写し等 (資12-87-2-A4統一) ※印欄は記入しないでください。		整理簿番号		※		農地等を贈与により取得した年月日	平成____年____月____日			贈与者	氏名	住所		使用貸借による権利を設定していた特定農業生産法人	名称	所在地		番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	1				()㎡ ㎡	有・無	2				()	有・無	3				()	有・無	4				()	有・無	5				()	有・無	6				()	有・無	7				()	有・無	8				()	有・無	9				()	有・無	10				()	有・無				合 計	()㎡ ㎡		(新規)
整理簿番号		※																																																																																								
農地等を贈与により取得した年月日	平成____年____月____日																																																																																									
贈与者	氏名	住所																																																																																								
使用貸借による権利を設定していた特定農業生産法人	名称	所在地																																																																																								
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無																																																																																					
1				()㎡ ㎡	有・無																																																																																					
2				()	有・無																																																																																					
3				()	有・無																																																																																					
4				()	有・無																																																																																					
5				()	有・無																																																																																					
6				()	有・無																																																																																					
7				()	有・無																																																																																					
8				()	有・無																																																																																					
9				()	有・無																																																																																					
10				()	有・無																																																																																					
			合 計	()㎡ ㎡																																																																																						

改 正 後	改 正 前
41 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表） （平成 7 年附則第36条第 3 項適用分） （記載方法等） 記 載 方 法 等 この承認申請書（付表）は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。 ○ 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。 1 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 2 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 3 「貸付直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。 4 「面積」欄は、次により記載してください。 (1) 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 (2) 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 5 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。 <td> （新規） </td>	（新規）

改正後	改正前
42 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等として貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（平成7年附則第36条第6項） 住所又は所在地（納税地）氏名又は名称 平成 年 月 日 税務署長 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） （租税特別措置法の一部を改正する法律 法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項） 平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定に基づく承認申請を承認いたします。 却下 この通知に係る処分理由 （注）1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。 2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を特定農業生産法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資12-87-4-A 4 統一） （新規） 第8 納税猶予関係	

改正後	改正前
42 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（平成7年附則第36条第6項）（使用目的） 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 〔租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項〕 使用目的 この承認（却下）書は、「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。	（新規）

改正後	改正前
43 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書 (平成7年附則第36条第3項適用分) 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書 (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分) ※ 猶予整理簿 〒 税務署長 殿 住 所 _____ ____年____月____日提出 届出者 氏 名 _____ 電話 _____ 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第6項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第7項の規定により届け出ます。 1 贈与により農地等を取得した年月日 昭和・平成 年 月 日 2 贈与者 氏名 住所又は居所 3 一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項 (1) 承認申請書の提出年月日 平成 年 月 日 (2) (1)の承認申請に対する承認年月日 平成 年 月 日 ※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から1月を経過した日を記載してください。 4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項 (1) 貸付先(事業施行者)の名称等 名 称 所在地 (2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成 年 月 日 貸 付 期 限 平成 年 月 日 (3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事 業 名 使用目的 ※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。 5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細 番号 農地等の所在地番号 地 目 貸付け直前の利用状況 面 積 地上権等の登記の有無 1 ()㎡ 有・無 2 ()㎡ 有・無 3 ()㎡ 有・無 4 ()㎡ 有・無 5 ()㎡ 有・無 6 ()㎡ 有・無 7 ()㎡ 有・無 8 ()㎡ 有・無 9 ()㎡ 有・無 10 ()㎡ 有・無 合 計 ()㎡ 一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…(別添のとおり) 関与税理士 印 電話番号 (資12-88-A4統一)	(新規)

改 正 後	改 正 前
43 特定農業生産法人に対し使用退職による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書 (平成7年附則第36条第3項適用分) (記載方法等) 記 載 方 法 等 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。 1 3(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。 (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。 (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。 2 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第55条第3項の規定の適用を受けている特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。 (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。 (4) 「面積」欄は、次により記載してください。 イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。 3 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。 4 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。	(新規)

改正後	改正前
44 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 _____税務署長 殿 平成____年____月____日 届出者 住所 _____ 氏名 _____印 (電話番号 _____) 私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。 記 ☐ やむを得ない事情の詳細 _____ _____ _____ _____ _____ 関与税理士 印 電話番号 (資 12-89-A4 統一) (新規)	

改正後	改正前
44 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第7項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書（記載方法等） 記載方法等 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第7項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。 「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。	(新規)

改正後	改正前																																																																																																											
45 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（平成7年附則） 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書 (租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分) 猶予整理簿 ※ 〒 _____税務署長 殿 住 所 _____ _____年____月____日提出 届出者 氏 名 _____ 電 話 _____ 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則（以下「法附則」といいます。）第36条第6項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成____年____月____日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第12項の規定により届け出ます。 1 贈与により農地等を取得した年月日 昭和・平成____年____月____日 2 贈与者 氏名 _____ 住所/電話番号 _____ 3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項 (1) 貸付先（事業施行者）の名称等 _____ 名称 _____ 所在地 _____ 貸付けを行った日 _____ 平成____年____月____日 貸付期間 _____ 貸付期限 _____ 平成____年____月____日 (3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 _____ 事業名 _____ 使用目的 _____ 4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在） (1) 一時的道路用地等として貸し付けていた農地等 (2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等 <table><thead><tr><th>番号</th><th>農地等の所在地番</th><th>地目</th><th>貸付け直前の利用状況</th><th>面積</th><th>地上権等の登記の有無</th><th>特定農業生産法人に対し、税目貸借による権利の設定を行った日(予定日)</th><th>特定農業生産法人の農地の用に供されている(供する)面積</th><th>現在(今後)の利用状況</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡</td><td>有・無</td><td>年 月 日</td><td>㎡</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">合 計</td><td>()㎡</td><td></td><td></td><td>㎡</td><td></td></tr></tbody></table> (3) (2)の土地について ① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第36条第6項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は選座なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類 ② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類 ③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵第33号）附則第14条第13項第2号及び第3号に掲げる書類については別紙のとおりです。 関与税理士 _____ 印 _____ 電話番号 _____ (資12-90-A4統一) (新規)	番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	特定農業生産法人に対し、税目貸借による権利の設定を行った日(予定日)	特定農業生産法人の農地の用に供されている(供する)面積	現在(今後)の利用状況	1				()㎡	有・無	年 月 日	㎡		2				()㎡	有・無				3				()㎡	有・無				4				()㎡	有・無				5				()㎡	有・無				6				()㎡	有・無				7				()㎡	有・無				8				()㎡	有・無				9				()㎡	有・無				10				()㎡	有・無				合 計				()㎡			㎡	
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	特定農業生産法人に対し、税目貸借による権利の設定を行った日(予定日)	特定農業生産法人の農地の用に供されている(供する)面積	現在(今後)の利用状況																																																																																																				
1				()㎡	有・無	年 月 日	㎡																																																																																																					
2				()㎡	有・無																																																																																																							
3				()㎡	有・無																																																																																																							
4				()㎡	有・無																																																																																																							
5				()㎡	有・無																																																																																																							
6				()㎡	有・無																																																																																																							
7				()㎡	有・無																																																																																																							
8				()㎡	有・無																																																																																																							
9				()㎡	有・無																																																																																																							
10				()㎡	有・無																																																																																																							
合 計				()㎡			㎡																																																																																																					

改 正 後	改 正 前
45 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（平成7年附則）（記載方法等） 記 載 方 法 等 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。 1 この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。 2 この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。 3 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次により記載してください。 (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。 (4) 「面積」欄は、次により記載してください。 イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。 4 「特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。 5 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記3（3）に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。	（新規）

改正後	改正前																																																																								
46 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（平成7年附則）	（新規）																																																																								
特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書 (租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分) 猶予整理障 ※ 〒 税務署長 殿 住 所 届出者 氏 名 年 月 日提出 電話 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第14項の規定により届け出ます。 1 贈与により農地等を取得した年月日 昭和・平成 年 月 日 2 贈与者 氏名 住所又は居所 3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項 (1) 貸付先（事業施行者）の名称等 名 称 所在地 (2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成 年 月 日 延長前の貸付期限 平成 年 月 日 (3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事 業 名 使用目的 4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日 延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成 年 月 日までに特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。 5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細 (1) 一時的道路用地等として貸し付けている農地等 (2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積 <table><tr><th>番号</th><th>農地等の所在地番</th><th>地目</th><th>面積</th><th>地上権等の登記の有無</th><th></th></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有 ・ 無</td><td>() ㎡ ㎡</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td>()</td><td>有 ・ 無</td><td>()</td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td>()</td><td>有 ・ 無</td><td>()</td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td>()</td><td>有 ・ 無</td><td>()</td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td>()</td><td>有 ・ 無</td><td>()</td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td>()</td><td>有 ・ 無</td><td>()</td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td>()</td><td>有 ・ 無</td><td>()</td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td>()</td><td>有 ・ 無</td><td>()</td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td>()</td><td>有 ・ 無</td><td>()</td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td>()</td><td>有 ・ 無</td><td>()</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>()㎡ ㎡</td><td></td><td>() ㎡ ㎡</td></tr></table> (3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵第33号）附則第14条第14項に規定する契約書等の写し…（別添のとおり） 関与税理士 印 電話番号 (資12-91-A4統一)	番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無		1			()㎡ ㎡	有 ・ 無	() ㎡ ㎡	2			()	有 ・ 無	()	3			()	有 ・ 無	()	4			()	有 ・ 無	()	5			()	有 ・ 無	()	6			()	有 ・ 無	()	7			()	有 ・ 無	()	8			()	有 ・ 無	()	9			()	有 ・ 無	()	10			()	有 ・ 無	()	合 計			()㎡ ㎡		() ㎡ ㎡	
番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無																																																																					
1			()㎡ ㎡	有 ・ 無	() ㎡ ㎡																																																																				
2			()	有 ・ 無	()																																																																				
3			()	有 ・ 無	()																																																																				
4			()	有 ・ 無	()																																																																				
5			()	有 ・ 無	()																																																																				
6			()	有 ・ 無	()																																																																				
7			()	有 ・ 無	()																																																																				
8			()	有 ・ 無	()																																																																				
9			()	有 ・ 無	()																																																																				
10			()	有 ・ 無	()																																																																				
合 計			()㎡ ㎡		() ㎡ ㎡																																																																				

改 正 後	改 正 前
46 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（平成7年附則）（続き） 記 載 方 法 等 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。 なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。 1 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 （注）特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から2か月を経過する日までに限られます。 2 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。 (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (3) 「面積」欄は、次により記載してください。 イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。 (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。	（新規）

改正後	改正前													
47 特定農業生産法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	(新規)													
特定農業生産法人に対する特例農地等についての 使用貸借による権利の設定に関する届出書 _____ 税務署長 殿 平成____年 ____月 ____日 〒 届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (電話番号 _____) ※ 該当するものにレ印を記入してください。 ☐ 1. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農業生産法人（以下「特定農業生産法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定により届け出ます。 ☐ 2. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人（上記 1 の届出をする場合には、上記 1 と同一の特定農業生産法人）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、法附則第 55 条第 5 項の規定により届け出ます。 <table><tr><td>権利の設定を受けた特定農業生産法人</td><td>名称</td><td>所在地</td><td>区分</td><td>☐ 認定農業生産法人 ☐ 認定特定農業法人</td></tr><tr><td>贈与者</td><td>氏名</td><td>住所又は居所</td><td colspan="2"></td></tr></table> 届出者が贈与者から農地等を取得した年月日 (昭和・平成) ____年 ____月 ____日 届出者の特定農業生産法人における地位等 (代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地位) ☐ 理事 ☐ 監事 ☐ 取締役 ☐ 監査役 届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況 農業に従事する日数 ____日 農作業に従事する日数 ____日 ① 使用貸借による権利の設定の日は、平成____年 ____月 ____日です。 ② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。 ③ 使用貸借による権利の設定については、令附則第 33 条第 4 項又は第 7 項若しくは第 8 項に規定する要件（裏面参照）を満たしています。 ④ 借受代替農地等のすべてに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日（平成 ____年 ____月 ____日）は、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間の満了の日（平成 ____年 ____月 ____日）以後の日となっています。 (注) ④は、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。 (添付書類) ☐ 使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が、令附則第 33 条第 3 項各号に掲げる要件のすべてに該当することを証する農業委員会の書類 ☐ 使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにする書類 ☐ 次に掲げる農業生産法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類 イ 認定農業生産法人である場合 当該認定農業生産法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 2 号に規定する農業経営改善計画の認定の日及び当該計画の有効期間の満了の日 ロ 認定特定農業法人である場合 当該認定特定農業法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 3 号に規定する特定農用地利用規程の認定の日及び当該規程の有効期間の満了の日 ☐ 法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする場合には、令附則第 33 条第 7 項第 3 号に規定する特定農業生産法人の同意を得ていることを明らかにする書類 <table><tr><td>関与税理士</td><td>印</td><td>電話番号</td><td></td></tr></table> (資 12－92－A4 統一)	権利の設定を受けた特定農業生産法人	名称	所在地	区分	☐ 認定農業生産法人 ☐ 認定特定農業法人	贈与者	氏名	住所又は居所			関与税理士	印	電話番号	
権利の設定を受けた特定農業生産法人	名称	所在地	区分	☐ 認定農業生産法人 ☐ 認定特定農業法人										
贈与者	氏名	住所又は居所												
関与税理士	印	電話番号												

改 正 後	改 正 前
47 特定農業生産法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書（続き） （裏 面） 1 令附則第 33 条第 4 項に規定する要件 法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、特定農業生産法人に対する使用貸借による権利の設定の時の直前において、当該受贈者が有する農地等で贈与税の納税猶予の特例の適用を受けているもののすべて（貸付特例適用農地等を除きます。）について使用貸借による権利の設定を行わなければなりません。 2 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等について、法附則第 55 条第 5 項の規定に基づく届出をする場合には、以下の要件を満たす必要があります。 （1）令附則第 33 条第 7 項に規定する要件 法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次に掲げるところにより、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしなければなりません。 イ 借受代替農地等のすべてにつき農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより一の特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。 ロ 受贈者が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）を有している場合には、法附則第 55 条第 3 項に規定するところにより使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。 ハ 借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき法附則第 55 条第 6 項第 3 号に規定する賃借権等の存続期間が満了することとなる場合において、当該満了の日から 1 月を経過する日までに上記イの特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等について使用貸借による権利の設定を行うことについて、あらかじめ当該特定農業生産法人の同意を得ていること。 ニ 借受代替農地等のすべてに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日が、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る法附則第 55 条第 6 項第 1 号に規定する賃借権等の存続期間の満了の日以後の日であること。 （2）令附則第 33 条第 8 項に規定する要件 贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除く。）を有している受贈者で、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとするものは、次に掲げるところにより、当該農地等について使用貸借による権利の設定をしなければなりません。 イ 受贈者が贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）のすべてについて、法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けて、使用貸借による権利の設定をすること。 ロ 上記イの使用貸借による権利の設定及び法附則第 55 条第 5 項に規定する借受代替農地等に係る使用貸借による権利の設定が、同一の日に行われること。	（新規）

改 正 後	改 正 前
47 特定農業生産法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書（続き） 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成 17 年 3 月 31 日以前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農業生産法人（以下「特定農業生産法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。 1 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、1 の□にレ印を記入してください。また、同条第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、2 の□にレ印を記入してください。 2 「権利の設定を受けた特定農業生産法人」欄の「区分」欄は、当該法人が、令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農業生産法人である場合には、「認定農業生産法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農業生産法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。 3 「届出者の特定農業生産法人における地位等」欄は、届出者が特定農業生産法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください 4 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合には、借受代替農地等のすべてに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日及び当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間の満了の日を「④」欄に記入してください。 5 この届出書には、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。	(新規)

改正後					改正前																																																																													
48 別紙 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書					(新規)																																																																													
別紙 使用貸借による権利の設定 をした農地等の明細書 <table><tr><td>受贈者 の氏名</td><td></td><td>猶予整理簿 ※</td></tr></table> ※ 該当するものにレ印を記入してください。 ☐ 1. 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項の規定による使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、次のとおりです。 ☐ 2. 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 5 項の規定による使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、次のとおりです。 <table><tr><th>番号</th><th>農地等の所在地番</th><th>地目</th><th>面積</th><th>使用貸借による権利の設定許可日</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 同法附則第 55 条第 5 項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等がある場合には、番号を○で囲んでください。 (資 12－93－A4 統一) ※印欄は使用しないでください。					受贈者 の氏名		猶予整理簿 ※	番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日																																																																						
受贈者 の氏名		猶予整理簿 ※																																																																																
番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日																																																																														

改 正 後	改 正 前
48 別紙 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書（記載方法等） 記 載 方 法 等 この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成 17 年 4 月 1 日前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農業生産法人（以下「特定農業生産法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出を行う場合に、当該使用貸借による権利の設定をした農地等の明細を「特定農業生産法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」の別紙として提出する場合に使用してください。 1 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、1 の□にレ印を記入してください。また、同条第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、2 の□にレ印を記入してください。 2 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受ける農地等の明細は、一筆ごとに、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください (注) 上記(1)から(4)について、借受代替農地等がある場合には、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。 3 上記 1 で「2 の□」にレ印をした方は、法附則第 55 条第 5 項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等について、その番号欄の番号を○で囲んでください。	(新規)

改正後	改正前
49 やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書(平成17年附則) (記載方法等) 記載方法等 この届出書は、やむを得ない事由により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 3 号に規定する常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、原則として、やむを得ない事由により、常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から 1 か月を経過する日までです。	(新規)

改 正 後

改 正 前

50 被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書

(新規)

被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書

____ 税務署長 殿

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 ____ - ____)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

- ☐ 1. 認定農業生産法人に係る農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第12条の2第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農業生産法人が、当該満了の日から2か月を経過する日までに新たに同法第12条第1項の認定を受け、同法第12条の2第1項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則（以下「令附則」といいます。）第33条第5項第2号の規定により届け出ます。
- ☐ 2. 認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた同条第7項に規定する特定農用地利用規程（同法第23条の2第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の3において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から2か月を経過する日までに新たに同条第1項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第4項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第33条第5項第3号の規定により届け出ます。
- ☐ 3. 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から2か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受け、同法第12条の2第1項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第33条第5項第4号の規定により届け出ます。

特定農業生産法人の名称		所在地	
農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日		新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日	
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日		認 定 年 月 日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
		有効期間満了日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

※ 上記3に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

認定農業者である特定農業生産法人の名称		所在地	
届出書の特定農業生産法人における地位等	(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (種 類) ☐ 理事 ☐ 業務執行役を兼任する社員 ☐ 取締役		
届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 ____ 日 農作業に従事する日数 ____ 日		

(添付書類)

○上記1に該当する場合

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則（以下「規則」といいます。）第14条第7項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記2に該当する場合

規則第14条第9項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記3に該当する場合

① 規則第14条第11項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

② 特定農業生産法人に係る規則第14条第2項に規定する農業委員会が証明した書類

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

(資12-95-A4 統一)

改 正 後	改 正 前
50 被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書（記載方法等） 記 載 方 法 等 この届出書は、認定農業生産法人に係る農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第12条の2第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農業生産法人が、当該満了の日から2か月を経過する日までに新たに同法第12条第1項の認定を受け、同法第12条の2第1項に規定する認定農業者となった場合、又は認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた同条第7項に規定する特定農用地利用規程（同法第23条の2第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。以下同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から2か月を経過する日までに新たに同条第1項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第4項に規定する特定農業法人として定められた場合、又は認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から2か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受け、同法第12条の2第1項に規定する認定農業者となった場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間が満了した日から2か月を経過する日までです。 1 「特定農業生産法人の名称」及び「所在地」欄には、新たに認定を受ける前の特定農業生産法人に係る名称及び所在地を記入してください。 2 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から2か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受け、同法第12条の2第1項に規定する認定農業者となった場合には、新たに認定を受けた認定農業者である特定農業生産法人に係る名称、所在地及び届出者の特定農業生産法人における地位等並びに届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況についても必ず記入してください。	（新規）

改正後	改正前					
51 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 _____税務署長 殿 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 干 届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (電話番号 -) 私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添の「被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。 記 ☐ やむを得ない事情の詳細 _____ _____ _____ _____ _____ _____ <table><tr><td>関与税理士</td><td>_____</td><td>印</td><td>電話番号</td><td>_____</td></tr></table> (資 12-96-A4 統一)	関与税理士	_____	印	電話番号	_____	(新規)
関与税理士	_____	印	電話番号	_____		

改正後	改正前
51 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書（記載方法等） 記載方法等 この届出書は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項各号に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。 「やむを得ない事由により常時従業者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書」又は「被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。	(新規)

改正後	改正前																																			
52 特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書 特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての 使用貸借による権利の設定に関する届出書 _____ 税務署長 殿 平成____年____月____日 〒 _____ 届出者 住所 _____ 氏名 印 (電話番号 ー) ※ 該当するものにレ印を記入してください。 ☐ 1. 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により届け出ます。 ☐ 2. 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたので令附則第 33 条第 17 項の規定により届け出ます。 <table><tbody><tr><td>権利の設定を受けた特定農業生産法人</td><td>名 称</td><td></td><td>所在地</td><td></td></tr><tr><td>贈 与 者</td><td>氏 名</td><td></td><td>住所又は居所</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">届出者が贈与者から農地等を取得した年月日</td><td colspan="2">(昭和・平成) ____年____月____日</td></tr><tr><td colspan="3">貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）</td><td colspan="2">平成____年____月____日</td></tr><tr><td colspan="5">法附則第 55 条第 5 項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った特定農業生産法人の名称及び所在地</td></tr><tr><td>名 称</td><td></td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr></tbody></table> ① 貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成____年____月____日です。 ② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。 ③ 貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」のとおりです。（上記 1 に該当する場合のみ提出が必要です。） (添付書類) 特定農業生産法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにするもの (注) 上記 2 に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等のすべてについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。 <table><tbody><tr><td>関与税理士</td><td></td><td>印</td><td>電話番号</td><td></td></tr></tbody></table> (資 12－97－A4 統一)	権利の設定を受けた特定農業生産法人	名 称		所在地		贈 与 者	氏 名		住所又は居所		届出者が贈与者から農地等を取得した年月日			(昭和・平成) ____年____月____日		貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）			平成____年____月____日		法附則第 55 条第 5 項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った特定農業生産法人の名称及び所在地					名 称		所在地			関与税理士		印	電話番号		(新規)
権利の設定を受けた特定農業生産法人	名 称		所在地																																	
贈 与 者	氏 名		住所又は居所																																	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日			(昭和・平成) ____年____月____日																																	
貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）			平成____年____月____日																																	
法附則第 55 条第 5 項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った特定農業生産法人の名称及び所在地																																				
名 称		所在地																																		
関与税理士		印	電話番号																																	

改 正 後	改 正 前
52 特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書（記載方法等） 記 載 方 法 等 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をした場合又は法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をした場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間満了の日又は賃借権等を中途解約により消滅させた日から 2 か月を経過する日までに特定農業生産法人に対し使用貸借による権利を設定し、その設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。 1 この届出書を提出するときは、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず提出してください。 2 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をした場合には、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」を必ず提出してください。 3 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をした場合には、特定農業生産法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするものの他に、貸付特例適用農地等のすべてについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。	（新規）

改 正 後	改 正 前
-------	-------

改 正 前

(新規)

貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

猶予整理簾

- ※印欄は記入しないでください。

(注)「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、上記2に該当する場合において、貸付特例適用農地等であった農地等についての賃借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。

第8 納税猶予関係

改 正 後	改 正 前
53 別紙 貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書 (記載方法等) 記 載 方 法 等 この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたとき又は法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたときに、当該農地等の明細を「特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。 1 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の 1 の□にレ印を記入してください。また、法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の 2 の□にレ印を記入してください。 2 貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、一筆ごとに、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。 (5) 明細書中「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をした場合において、当該貸付特例適用農地等であった農地等についての賃借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。	(新規)

改正後		改正前																																																																		
54 別紙 貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書		(新設)																																																																		
別紙 貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書 <table><thead><tr><th>受贈者の氏名</th><th colspan="2">猶予整理簿</th></tr><tr><td></td><td colspan="2">※</td></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則第 14 条第 15 項及び第 17 項の規定により貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、次のとおりです。</td></tr><tr><th>番号</th><th>農地等の所在地番</th><th>地目</th><th>面積</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※印欄は記入しないでください。 (資 12-99-A4 統一)		受贈者の氏名	猶予整理簿			※		租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則第 14 条第 15 項及び第 17 項の規定により貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、次のとおりです。			番号	農地等の所在地番	地目	面積																																																						
受贈者の氏名	猶予整理簿																																																																			
	※																																																																			
租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則第 14 条第 15 項及び第 17 項の規定により貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、次のとおりです。																																																																				
番号	農地等の所在地番	地目	面積																																																																	

改正後	改正前
54 別紙 貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書（記載方法等） 記載方法等 この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 5 項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての貸借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により税務署長にその旨を届け出る場合に、当該貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細を「特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。 1 「番号」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 2 「農地等の所在地番」、「地目」及び「面積」欄は、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。	（新設）

改正後	改正前																																	
55 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割合併法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書 (所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項適用分) _____ _____ 平成____年____月____日 〒 届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (電話番号 _____) 平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 9 項の規定により届け出ます。 <table><tbody><tr><td>1</td><td>合併又は分割により消滅又は分割した法人</td><td>名称</td><td></td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>2</td><td>合併法人又は分割承継法人</td><td>名称</td><td></td><td>所在地</td><td>区分</td><td>☐ 認定農業生産法人 ☐ 認定特定農業法人</td></tr><tr><td colspan="4">届出者の特定農業生産法人における地位等</td><td colspan="3">(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 業務執行役等 ☐ 取締役</td></tr><tr><td colspan="4">届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況</td><td colspan="3">農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日</td></tr></tbody></table> 1 法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割した日は、平成____年____月____日です。 2 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成____年____月____日です。 3 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。 (添付書類) ○ 合併により消滅し、又は分割をした特定農業生産法人から当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類 ○ 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項各号に掲げる要件のすべてに該当することを証する当該合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類 ○ 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する書類 <table><tbody><tr><td>関与税理士</td><td></td><td>印</td><td>電話番号</td><td></td></tr></tbody></table> (資 1 2 - 1 0 0 - A 4 統一)	1	合併又は分割により消滅又は分割した法人	名称		所在地			2	合併法人又は分割承継法人	名称		所在地	区分	☐ 認定農業生産法人 ☐ 認定特定農業法人	届出者の特定農業生産法人における地位等				(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 業務執行役等 ☐ 取締役			届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況				農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日			関与税理士		印	電話番号		(新設)
1	合併又は分割により消滅又は分割した法人	名称		所在地																														
2	合併法人又は分割承継法人	名称		所在地	区分	☐ 認定農業生産法人 ☐ 認定特定農業法人																												
届出者の特定農業生産法人における地位等				(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 業務執行役等 ☐ 取締役																														
届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況				農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日																														
関与税理士		印	電話番号																															

改 正 後	改 正 前
55 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割合併法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書（記載方法等） 記 載 方 法 等 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、特定農業生産法人が合併により消滅した日又は分割した日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。 1 「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農業生産法人である場合には、「認定農業生産法人」の口にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農業生産法人である場合には、「認定特定農業法人」の口にレ印を記入してください。 2 「届出者の特定農業生産法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農業生産法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの口にレ印を記入してください。 3 この届出書には、別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。	(新設)

改正後					改正前																																																																																				
56 別紙 使用貸借による権利を引き続いだ農地等の明細書					(新設)																																																																																				
別紙 使用貸借による権利を引き 続いだ農地等の明細書 (所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律 第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分) <table><tr><td>受贈者 の氏名</td><td></td><td colspan="3">猶予整理簿 ※</td></tr></table> 所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第9項に定める合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細は、次のとおりです。 <table><thead><tr><th>番号</th><th>農地等の所在地番</th><th>地目</th><th>面積</th><th>使用貸借による権利の設定許可日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 法附則第55条第5項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等がある場合には、番号を○で囲んでください。 (資 12-101-A4 統一)					受贈者 の氏名		猶予整理簿 ※			番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日																																																																											
受贈者 の氏名		猶予整理簿 ※																																																																																							
番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日																																																																																					

改 正 後	改 正 前
56 別紙 使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書（記載方法等） 記 載 方 法 等 この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに、使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細を「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書」に添付して提出する場合に使用してください。 1 使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は、1 筆ごとに、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください (注) 上記(1)から(4)について、借受代替農地等がある場合には、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。 2 法附則第 55 条第 5 項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等についてはその番号欄の番号を○で囲んでください。	(新設)

改正後	改正前														
57 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 (所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項適用分） 税務署 受付印 整理簿番号 ※ 〒 税務署長 殿 住 所 申請者 氏 名 電話 年 月 日提出 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法第 70 条の 4 第 16 項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 20 項の規定により承認申請します。 1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項 法附則第 55 条第 3 項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。 2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項 <table><tr><td rowspan="5">① 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項</td><td>貸付先（事業施行者）の名称</td><td>名称</td><td>所在地</td></tr><tr><td rowspan="2">貸付期間</td><td>貸付けを行った日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>貸付期限</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>地上権等の登記の有無</td><td colspan="2">有 ・ 無</td></tr><tr><td>賃貸料の金額</td><td colspan="2">円 ・ 無 償</td></tr></table> ② 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的 3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日 承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、平成 年 月 日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。 関与税理士 印 電話番号 (資 12－102－1－A4 統一) ※印欄は記入しないでください。 (新設)	① 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	名称	所在地	貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日	貸付期限	平成 年 月 日	地上権等の登記の有無	有 ・ 無		賃貸料の金額	円 ・ 無 償	
① 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項		貸付先（事業施行者）の名称	名称	所在地											
		貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日											
			貸付期限	平成 年 月 日											
		地上権等の登記の有無	有 ・ 無												
	賃貸料の金額	円 ・ 無 償													

改 正 後	改 正 前
57 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（記載方法等） 記 載 方 法 等 この承認申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。 1 2 (1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。 2 2 (1)の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。 3 2 (2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。 4 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 5 この承認申請書には付表も併せて提出してください。 6 この承認申請書には、次の書類を添付してください。 (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類 (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し	（新設）

改正後	改正前																																																																							
58 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表） 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表） (所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項適用分) 整理簿番号※ 1 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項の規定により届け出た農地等に関する事項 農地等を贈与により取得した年月日 平成____年____月____日 贈与者 氏名 住所 使用貸借による権利を設定していた特定農業生産法人 名称 所在地 2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細 <table><thead><tr><th>番号</th><th>農地等の所在地番</th><th>地目</th><th>貸付け直前の利用状況</th><th>面積</th><th>地上権等の登記の有無</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有・無</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有・無</td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有・無</td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有・無</td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有・無</td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有・無</td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有・無</td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有・無</td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有・無</td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ ㎡</td><td>有・無</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td>合計</td><td>()㎡ ㎡</td><td></td></tr></tbody></table> (添付書類) 1. 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則（以下「規則」という。）第 14 条第 23 項第 1 号に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類 2. 規則第 14 条第 23 項第 2 号に規定する事業施行者との契約書等の写し等 (資 1 2 - 1 0 2 - 2 - A 4 統一) (新設)	番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	1				()㎡ ㎡	有・無	2				()㎡ ㎡	有・無	3				()㎡ ㎡	有・無	4				()㎡ ㎡	有・無	5				()㎡ ㎡	有・無	6				()㎡ ㎡	有・無	7				()㎡ ㎡	有・無	8				()㎡ ㎡	有・無	9				()㎡ ㎡	有・無	10				()㎡ ㎡	有・無				合計	()㎡ ㎡	
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無																																																																			
1				()㎡ ㎡	有・無																																																																			
2				()㎡ ㎡	有・無																																																																			
3				()㎡ ㎡	有・無																																																																			
4				()㎡ ㎡	有・無																																																																			
5				()㎡ ㎡	有・無																																																																			
6				()㎡ ㎡	有・無																																																																			
7				()㎡ ㎡	有・無																																																																			
8				()㎡ ㎡	有・無																																																																			
9				()㎡ ㎡	有・無																																																																			
10				()㎡ ㎡	有・無																																																																			
			合計	()㎡ ㎡																																																																				

改 正 後	改 正 前
58 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）（記載方法等） 記 載 方 法 等 この承認申請書（付表）は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限りま す。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。 ○ 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。 1 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 2 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 3 「貸付直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。 4 「面積」欄は、次により記載してください。 (1) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 (2) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 5 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。	（新設）

改 正 後	改 正 前
59 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（平成17年附則第55条第10項） □□□□□□□□ _____第_____号 住 所 又 は 所在地（納税地） 氏 名 又 は 名 称 _____ 殿 平成_____年_____月_____日 _____税務署長_____ 印 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の 設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての 貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 〔 所 得 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 〕 法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項 平成____年____月____日付で申請のありました、所得税法等の一部を改正する 法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定に基づく承認申請を 承認 却 下 いたします。 この通知に係る処分理由 _____ （注）1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を 納税地の所轄税務署長に提出してください。 2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に 地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当 該農地等を特定農業生産法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等 の消滅した日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資12-102-4-A4統一）	（新設）

改正後	改正前
59 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認(却下)書（通知用）（使用目的）（平成17年附則第55条第10項） 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 〔所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項〕 使用目的 この承認（却下）書は、「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。	（新設）

改正前

(新設)

※印欄は記入しないでください。

第8 納税猶予関係

改 正 後	改 正 前
60 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（記載方法等） 記 載 方 法 等 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。 1 3 (2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。 (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。 (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3 (1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から 1 月を経過した日を記載してください。 2 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。 (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。 (4) 「面積」欄は、次により記載してください。 イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。 3 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。 4 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。	(新設)

改正後	改正前
61 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 ____ 税務署長 殿 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (電話番号 _____) 私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。 記 ☐ やむを得ない事情の詳細 _____ _____ _____ _____ _____ 関与税理士 印 電話番号 (資 12-104-A4 統一)	(新規)

改正後	改正前
61 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書（記載方法等） 記載方法等 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。 「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。	(新規)

改正後	改正前																																																																																																																																																																						
62 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（平成17年附則） 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書 (所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分) 猶予整理簿 ※ 〒 _____ 税務署長 殿 ____年____月____日提出 住所 _____ 届出者 氏 名 _____ 画 電話 _____ 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成____年____月____日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する省令（平成17年政令第103号）附則第33条第24項の規定により届け出ます。 <table><tr><td>1</td><td>贈与により農地等を取得した年月日</td><td>昭和・平成</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>2</td><td>贈与者</td><td>氏名</td><td></td><td>住所</td><td>辺路所</td></tr><tr><td>3</td><td colspan="5">一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項</td></tr><tr><td>(1)</td><td>貸付先（事業施行者）の名称等</td><td>名称</td><td></td><td>所在地</td><td></td></tr><tr><td>(2)</td><td>貸付期間</td><td>貸付けを行った日</td><td>平成</td><td>年</td><td>月 日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>貸付期限</td><td>平成</td><td>年</td><td>月 日</td></tr><tr><td>(3)</td><td>一時的道路用地等に係る事業等に関する事項</td><td>事業名</td><td></td><td>使用目的</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td colspan="5">一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）</td></tr><tr><td>(1)</td><td colspan="3">一時的道路用地等として貸し付けていた農地等</td><td colspan="2">(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等</td></tr><tr><td>番号</td><td>農地等の所在地番</td><td>地目</td><td>貸付け直前の利用状況</td><td>面積 ()㎡ 地上権等の登記の有無</td><td>特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）（※）面積</td><td>特定農業生産法人の農地の用に供されている（※）面積</td><td>現在（今後）の利用状況</td></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ 有・無</td><td>年 月 日</td><td>㎡</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ 有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ 有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ 有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ 有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ 有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ 有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ 有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ 有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td>()㎡ 有・無</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3"></td><td>合 計</td><td>()㎡ ㎡</td><td></td><td>㎡</td><td></td></tr><tr><td colspan="8"> （3）(2)の土地について ① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に渡したこと及び法附則第55条第10項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類 ② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類 ③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第28項第2号及び第3号に掲げる書類については別添のとおりです。 </td></tr><tr><td colspan="2">関与税理士</td><td></td><td>印</td><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr></table> (資12-105-A4 統一)	1	贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成	年	月	日	2	贈与者	氏名		住所	辺路所	3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項					(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地		(2)	貸付期間	貸付けを行った日	平成	年	月 日			貸付期限	平成	年	月 日	(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		使用目的		4	一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）					(1)	一時的道路用地等として貸し付けていた農地等			(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積 ()㎡ 地上権等の登記の有無	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）（※）面積	特定農業生産法人の農地の用に供されている（※）面積	現在（今後）の利用状況	1				()㎡ 有・無	年 月 日	㎡		2				()㎡ 有・無				3				()㎡ 有・無				4				()㎡ 有・無				5				()㎡ 有・無				6				()㎡ 有・無				7				()㎡ 有・無				8				()㎡ 有・無				9				()㎡ 有・無				10				()㎡ 有・無							合 計	()㎡ ㎡		㎡		（3）(2)の土地について ① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に渡したこと及び法附則第55条第10項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類 ② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類 ③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第28項第2号及び第3号に掲げる書類については別添のとおりです。								関与税理士			印	電話番号				(新規)
1	贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成	年	月	日																																																																																																																																																																		
2	贈与者	氏名		住所	辺路所																																																																																																																																																																		
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項																																																																																																																																																																						
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地																																																																																																																																																																			
(2)	貸付期間	貸付けを行った日	平成	年	月 日																																																																																																																																																																		
		貸付期限	平成	年	月 日																																																																																																																																																																		
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		使用目的																																																																																																																																																																			
4	一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）																																																																																																																																																																						
(1)	一時的道路用地等として貸し付けていた農地等			(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等																																																																																																																																																																			
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積 ()㎡ 地上権等の登記の有無	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）（※）面積	特定農業生産法人の農地の用に供されている（※）面積	現在（今後）の利用状況																																																																																																																																																																
1				()㎡ 有・無	年 月 日	㎡																																																																																																																																																																	
2				()㎡ 有・無																																																																																																																																																																			
3				()㎡ 有・無																																																																																																																																																																			
4				()㎡ 有・無																																																																																																																																																																			
5				()㎡ 有・無																																																																																																																																																																			
6				()㎡ 有・無																																																																																																																																																																			
7				()㎡ 有・無																																																																																																																																																																			
8				()㎡ 有・無																																																																																																																																																																			
9				()㎡ 有・無																																																																																																																																																																			
10				()㎡ 有・無																																																																																																																																																																			
			合 計	()㎡ ㎡		㎡																																																																																																																																																																	
（3）(2)の土地について ① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に渡したこと及び法附則第55条第10項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類 ② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類 ③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第28項第2号及び第3号に掲げる書類については別添のとおりです。																																																																																																																																																																							
関与税理士			印	電話番号																																																																																																																																																																			

改 正 後	改 正 前
62 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（平成17年附則）（記載方法等） 記 載 方 法 等 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から 2 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。 1 この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。 2 この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。 3 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。 (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。 (4) 「面積」欄は、次により記載してください。 イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。 4 「特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。 5 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記 3 (3) に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。	（新規）

改正前

(新規)

※印欄には記入しないでください。

第8 納税猶予関係

改 正 後	改 正 前
63 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（平成17年附則）（記載方法等） 記 載 方 法 等 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。 なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。 1 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 （注）特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から 2 か月を経過する日までに限られます。 2 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。 (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (3) 「面積」欄は、次により記載してください。 イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。 (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。	（省略）

改 正 後	改 正 前
67（裏）記載方法等（2号承認申請書） （裏） 記載方法等（2 号承認申請書） 1 この申請書は、平成3年1月1日から同年12月31日までの間に開始した相続（遺贈）に係る相続税について相続税の納税猶予の適用を受けている人が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草放牧地の上に、住宅金融公庫又は農業協同組合等から融資を受けて共同住宅を新築し又は独立行政法人都市再生機構から共同住宅を取得し、かつ、当該共同住宅を自ら賃貸する場合の転用をする見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 2 この申請書の「2」欄の「(1) 共同住宅に関する事項」欄は、原則として独立行政法人都市再生機構等から受領した「新築又は取得に係る共同住宅に関する証明書」に従って記載してください。 なお、次の点に注意してください。 (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。 (2) 「独立部分の数」欄及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。 (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。 (4) 「独立部分3.3㎡当たりの取得価額」欄は、取得予定価額の記載となります。 (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている土地の所在地及びその敷地面積を記載します。また、図面など具体的に各棟と敷地との位置関係を表示したものを添付してください。 3 この申請書の「2」欄の「(2) 新築又は取得に関する事項」欄は、原則として住宅金融公庫から受領した「共同住宅の新築資金の融資確約書」・「適正家賃に係る証明書の発行同意書」又は農業共同組合等から受領した「共同住宅の新築資金の融資確約書」に従って記載してください。 なお、「融資条件の明細」欄には、当該融資に係る担保に関する予定を記載してください。 4 この申請書を提出する前に、市又は区において、承認を受けて転用しようとする特例農地等が平成9年4月1日において特定市街化区域農地等に該当する旨の証明書の交付を受け、この申請書に添付してください。 5 この承認申請書には、付表もありますのでご注意ください。	41（裏）記載方法等（2号承認申請書） （裏） 記載方法等（2 号承認申請書） 1 この申請書は、平成3年1月1日から同年12月31日までの間に開始した相続（遺贈）に係る相続税について相続税の納税猶予の適用を受けている人が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草放牧地の上に、住宅金融公庫又は農業協同組合等から融資を受けて共同住宅を新築し又は独立行政法人都市再生機構から共同住宅を取得し、かつ、当該共同住宅を自ら賃貸する場合の転用をする見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 2 この申請書の「2」欄の「(1) 共同住宅に関する事項」欄は、原則として都市基盤整備公団等から受領した「新築又は取得に係る共同住宅に関する証明書」に従って記載してください。 なお、次の点に注意してください。 (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。 (2) 「独立部分の数」欄及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。 (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。 (4) 「独立部分3.3㎡当たりの取得価額」欄は、取得予定価額の記載となります。 (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている土地の所在地及びその敷地面積を記載します。また、図面など具体的に各棟と敷地との位置関係を表示したものを添付してください。 3 この申請書の「2」欄の「(2) 新築又は取得に関する事項」欄は、原則として住宅金融公庫から受領した「共同住宅の新築資金の融資確約書」・「適正家賃に係る証明書の発行同意書」又は農業共同組合等から受領した「共同住宅の新築資金の融資確約書」に従って記載してください。 なお、「融資条件の明細」欄には、当該融資に係る担保に関する予定を記載してください。 4 この申請書を提出する前に、市又は区において、承認を受けて転用しようとする特例農地等が平成9年4月1日において特定市街化区域農地等に該当する旨の証明書の交付を受け、この申請書に添付してください。 5 この承認申請書には、付表もありますのでご注意ください。

改正後

改正前

70 建築確認通知書の写し等の提出確約書

44 建築確認通知書の写し等の提出確約書

(平成3年分：1・2号共通)

建 築 確 認 通 知 書 の 写 し 等 の 提 出 確 約 書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

_____ 税 務 署 長 殿

〒

提出者住所 _____

氏 名 _____ 印

(電話番号 -)

新築
共同住宅を _____ した場合には、遅滞なく、共同住宅等についての建築確認通知書の
取得
写し（検査済証の写しを含む。）又は登記事項証明書を提出いたします。

関与税理士	_____	印	電話番号	_____
-------	-------	---	------	-------

(資 1 2 - 4 8 - A 4 統一)

(平成3年分：1・2号共通)

建 築 確 認 通 知 書 の 写 し 等 の 提 出 確 約 書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

_____ 税 務 署 長 殿

〒

提出者住所 _____

氏 名 _____ 印

(電話番号 -)

新築
共同住宅を _____ した場合には、遅滞なく、共同住宅等についての建築確認通知書の
取得
写し（検査済証の写しを含む。）又は登記簿謄本を提出いたします。

関与税理士	_____	印	電話番号	_____
-------	-------	---	------	-------

(資 1 2 - 4 8 - A 4 統一)

改 正 後

75 貸付特例適用農地等（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

貸付特例適用農地等の（変更）届出書 （貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）		電子記録簿 ※	帳簿 ※
平成____年____月____日 ____税務署長殿 届出者 氏名 _____ 住所 _____ 印 _____ （電話番号 _____） 租税特別措置法第70条の4第8項、第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成____年____月____日届出分）については、 ☐ イ、同条第10項（1号・2号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条第11項の規定により、添付書類とともに届け出ます。 （添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し （注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。 ☐ ロ、賃借権等の存続期間が満了したので、同条第40条の6第24項、第40条の7第24項の規定により届け出ます。 （注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。 ☐ ハ、賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同条第40条の6第24項、第40条の7第24項の規定により届け出ます。 （注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。 なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。			
農地等の贈与を受けた年月日 相続（遺贈）があった		昭和____年____月____日 平成____年____月____日	
贈与者 被相続人	住所	氏名	住所
○ 貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。			
番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積 ㎡
1			(. .)
2			(. .)
3			(. .)
4			(. .)
5			(. .)
（注）上欄に書ききれない場合には、逆算の用紙に記載して差し支えありません。			
関与税理士	印	電話番号	

（※12-79-A4統一）

※印欄は記入しないでください。

改 正 前

49 貸付特例適用農地等（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

貸付特例適用農地等の（変更）届出書 （貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）		電子記録簿 ※	帳簿 ※
平成____年____月____日 ____税務署長殿 届出者 氏名 _____ 住所 _____ 印 _____ （電話番号 _____） 租税特別措置法第70条の4第8項、第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成____年____月____日届出分）については、 ☐ イ、同条第10項（1号・2号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条第11項の規定により、添付書類とともに届け出ます。 （添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し （注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。 ☐ ロ、賃借権等の存続期間が満了したので、同条第40条の6第24項、第40条の7第24項の規定により届け出ます。 （注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。 ☐ ハ、賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同条第40条の6第24項、第40条の7第24項の規定により届け出ます。 （注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。 なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。			
農地等の贈与を受けた年月日 相続（遺贈）があった		昭和____年____月____日 平成____年____月____日	
贈与者 被相続人	住所	氏名	住所
○ 貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。			
番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積 ㎡
1			(. .)
2			(. .)
3			(. .)
4			(. .)
5			(. .)
（注）上欄に書ききれない場合には、逆算の用紙に記載して差し支えありません。			
関与税理士	印	電話番号	

（※12-79-A4統一）

※印欄は記入しないでください。

改 正 後

79 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

		整理簿番号		
税 務 署 受 付 印		〒		
税務署長殿		住 所		
申請者		氏 名		
____年 ____月 ____日提出		◎ 電話		
租税特別措置法 第70条の4 第16項 第70条の6 第20項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6 第31項 第40条の7 第32項 の規定により承認申請します。				
1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項				
特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。				
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項				
(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日		平成 ____年 ____月 ____日
		貸付期限		平成 ____年 ____月 ____日
	地上権等の登記の有		有 ・ 無	
	貸貸料の金額		円 ・ 無償	
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日				
承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成 ____年 ____月 ____日までに自己等の農業の用に供する予定です。				
関与税理士		印	電話番号	

(資 12-83-1-A 4 統一)

改 正 前

53 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

		整理簿番号		
税 務 署 受 付 印		〒		
税務署長殿		住 所		
申請者		氏 名		
____年 ____月 ____日提出		◎ 電話		
租税特別措置法 第70条の4 第16項 第70条の6 第20項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6 第28項 第40条の7 第29項 の規定により承認申請します。				
1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項				
特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。				
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項				
(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日		平成 ____年 ____月 ____日
		貸付期限		平成 ____年 ____月 ____日
	地上権等の登記の有		有 ・ 無	
	貸貸料の金額		円 ・ 無償	
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日				
承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成 ____年 ____月 ____日までに自己等の農業の用に供する予定です。				
関与税理士		印	電話番号	

(資 12-83-1-A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
79 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（記載方法等） (裏) 記 載 方 法 等 この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用賃借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101 条第2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から1 か月以内です。 1 この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第70 条の6 第20 項」と「第40 条の7 第32項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第70 条の4 第16項」と「第40 条の6 第31項」の文字を二重線で抹消してください。 2 2 (1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○ で囲んでください。 3 2 (1) の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○ で囲んでください。 4 2 (2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。 5 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 (注) 自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から2 か月以内の日に限られます。 6 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。 7 この承認申請書には、次の書類を添付してください。 (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類 (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し	53 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（記載方法等） (裏) 記 載 方 法 等 この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用賃借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101 条第2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から1 か月以内です。 1 この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第70 条の6 第20 項」と「第40 条の7 第29項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第70 条の4 第16項」と「第40 条の6 第28項」の文字を二重線で抹消してください。 2 2 (1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○ で囲んでください。 3 2 (1) の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○ で囲んでください。 4 2 (2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。 5 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 (注) 自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から2 か月以内の日に限られます。 6 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。 7 この承認申請書には、次の書類を添付してください。 (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類 (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改 正 後

80 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表						申請者氏名			
1 贈与 又は 相続又は遺贈 により特別農地等を取得した年月日等									
取得した年月日		昭 和 ・ 平 成 年 月 日							
贈与者 被相続人の住所・氏名		住所				氏名			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特別農地等の明細									
番号	所 在 場 所	地 目	貸 付 け 直 前 の 利 用 状 況	面 積	地上権等の 登記の有無				
1				(.....)㎡	有 ・ 無				
2				(.....).....	有 ・ 無				
3				(.....).....	有 ・ 無				
4				(.....).....	有 ・ 無				
5				(.....).....	有 ・ 無				
6				(.....).....	有 ・ 無				
7				(.....).....	有 ・ 無				
8				(.....).....	有 ・ 無				
9				(.....).....	有 ・ 無				
10				(.....).....	有 ・ 無				
			合 計	(.....).....㎡					
上記の土地に係る租税特別措置法施行令 第40条の6 第32項 第40条の7 第33項 第23条の7 第22項 第23条の8 第17項 に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法施行規則 第23条の7 第22項 第23条の8 第17項 に規定する契約書等の写し ----- (別添のとおり。)									
3 承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特別農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細									
所 在 場 所		地 目	面 積	所 在 場 所		地 目	面 積		
			㎡				㎡		

(資12-83-2-A4統一)

改 正 前

54 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表						申請者氏名			
1 贈与 又は 相続又は遺贈 により特別農地等を取得した年月日等									
取得した年月日		昭 和 ・ 平 成 年 月 日							
贈与者 被相続人の住所・氏名		住所				氏名			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特別農地等の明細									
番号	所 在 場 所	地 目	貸 付 け 直 前 の 利 用 状 況	面 積	地上権等の 登記の有無				
1				(.....)㎡	有 ・ 無				
2				(.....).....	有 ・ 無				
3				(.....).....	有 ・ 無				
4				(.....).....	有 ・ 無				
5				(.....).....	有 ・ 無				
6				(.....).....	有 ・ 無				
7				(.....).....	有 ・ 無				
8				(.....).....	有 ・ 無				
9				(.....).....	有 ・ 無				
10				(.....).....	有 ・ 無				
			合 計	(.....).....㎡					
上記の土地に係る租税特別措置法施行令 第40条の6 第29項 第40条の7 第30項 第23条の7 第22項 第23条の8 第17項 に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法施行規則 第23条の7 第22項 第23条の8 第17項 に規定する契約書等の写し ----- (別添のとおり。)									
3 承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特別農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細									
所 在 場 所		地 目	面 積	所 在 場 所		地 目	面 積		
			㎡				㎡		

(資12-83-2-A4統一)

改 正 後	改 正 前
80 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表（記載方法等） (裏) 記 載 方 法 等 1 この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1 筆ごとに、次によって記載してください。 イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ハ 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。 ニ 「面積」欄は、次によって記載してください。 (イ) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 (ロ) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 ホ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○ で囲んでください。 (2) 贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7第33項」と「第23条の8第17 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第32項」と「第23条の7第22項」の文字を二重線で抹消してください。 (3) 「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1 筆ごとに、次によって記載してください。 イ 「所在場所」及び「地目」欄は、(1) に準じて記載してください。 ロ 「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。	54 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表（記載方法等） (裏) 記 載 方 法 等 1 この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1 筆ごとに、次によって記載してください。 イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ハ 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。 ニ 「面積」欄は、次によって記載してください。 (イ) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 (ロ) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 ホ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○ で囲んでください。 (2) 贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7第30項」と「第23条の8第17 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第29項」と「第23条の7第22項」の文字を二重線で抹消してください。 (3) 「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1 筆ごとに、次によって記載してください。 イ 「所在場所」及び「地目」欄は、(1) に準じて記載してください。 ロ 「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。

改正前

56 一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

整理用

**一時の道路用地等としての貸付けに係る
地上権等を消滅した旨の届出書**

税務署長 殿

平成 ____年__月__日

〒
届出者 住所 _____
氏名 _____)印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第10項の規定の適用を受けている下記の一時の道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基き貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により平成____年____月____日に地上権等が消滅したので、指図物群集去施行令第40条の6第32項及び同法の第40条の7第35項の規定により届け出ます。

1 贈与 相続又は遺贈			昭和・平成 ____年 __月 __日		
2 贈与者 被相続人		住 所		氏 名	
3 一時の道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先に関する事項					
(1) 貸付先（事業法人）の名称等			住 所 名 称		
(2) 貸付期間		貸付けを行った日 平成 ____年 __月 __日 貸 付 期 限 平成 ____年 __月 __日			
(3) 一時の道路用地等に係る 事業等に関する事項		事 業 名 使 用 目 的			
4 一時の道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細（この届出書の提出日現在）					
① 一時の道路用地等として貸し付けていた特例農地等					
番 号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積 地上権等の 登記の有無	[2] (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等 自己等の農業の用に供するもの（予定日） 自筆の面に 已用のために提供すべく 現在(今後) 利用状況
1			{.....}㎡	有 ・ 無	年月日 m
2			{.....}㎡	有 ・ 無	
3			{.....}㎡	有 ・ 無	
4			{.....}㎡	有 ・ 無	
5			{.....}㎡	有 ・ 無	
6			{.....}㎡	有 ・ 無	
7			{.....}㎡	有 ・ 無	
8			{.....}㎡	有 ・ 無	
9			{.....}㎡	有 ・ 無	
10			{.....}㎡	有 ・ 無	
			合 計	{.....}㎡	m

[3] [2]の土地について
① 一時の道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること（又は適当な耕作をする見込みであること）を証する農業委員会等の證明
② 一時の道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受けた契約が終了したこと及び終了の日を証する事業実施者の書翰その他の交付書類については別添のとおりです。

関与役士

印

電話番号

改 正 後	改 正 前
82 一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。 なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です。 - この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第20項」と「第40条の7第39項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第16項」と「第40条の6第36項」の文字を二重線で抹消してください。 - この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。 - この届出書の本文中、平成_____年_____月_____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。 「面積」欄は、次によって記載してください。 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記③に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。 この届出書には、次の書類を添付してください。 - 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例通用地等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業施設等の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類 - 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類 - 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります） - 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定を受けていた場合）又は特定農業生産法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定を受けていた場合）には、①から③に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。	56 一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（記載方法等） （裏） 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。 なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です。 - この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第20項」と「第40条の7第36項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第16項」と「第40条の6第33項」の文字を二重線で抹消してください。 - この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。 - この届出書の本文中、平成_____年_____月_____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。 「面積」欄は、次によって記載してください。 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記③に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。 この届出書には、次の書類を添付してください。 - 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例通用地等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業施設等の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類 - 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類 - 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記簿の謄本（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります） - 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定を受けていた場合）又は特定農業生産法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定を受けていた場合）には、①から③に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

83 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期間の延長届出書

57 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期間の延長届出書

第8 納税猶予関係

改 正 後	改 正 前
83 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期間の延長届出書（記載方法等） 〈裏〉 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第16項又は租税特別措置法第70条の6第20項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。 なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第20項」と「第40条の7第41項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第16項」と「第40条の6第38項」の文字を二重線で抹消してください。 2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 （注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。 3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。 ① 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ② 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ③ 「面積」欄は、次によって記載してください。 イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 ④ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。 ⑤ 「② ①のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、③に準じて記載してください。 4 この届出書には、次の書類を添付してください。 ① 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面 ② 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地取用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは取用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し	57 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期間の延長届出書（記載方法等） 〈裏〉 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第16項又は租税特別措置法第70条の6第20項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。 なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第20項」と「第40条の7第38項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第16項」と「第40条の6第35項」の文字を二重線で抹消してください。 2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 （注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。 3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。 ① 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ② 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ③ 「面積」欄は、次によって記載してください。 イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 ④ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。 ⑤ 「② ①のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、③に準じて記載してください。 4 この届出書には、次の書類を添付してください。 ① 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面 ② 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地取用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは取用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

改 正 後

84 贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書

贈 与 税 相 続 税 の 免 除 届 出 書		過 予 整 理 簿 ※	換 算 ※
平成____年____月____日			
____ 税務署長 殿			
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に _____			
_____したので、租税特別措置法施行令			
第40条の6第48項の規定により下記の 贈与税を免除されたいので届け出ます。			
第40条の7第51項の規定により下記の 相続税を免除されたいので届け出ます。			
届 出 者			
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
記			
○ 昭和____年分 贈与税 相続税			
○ 免除を受ける 贈与税の額 _____円			
○ 相続税の一部免除の場合			
(納税猶予分の相続税額) (贈与分の農業投資価値超過額) (免 除 額) _____円 × _____円 = _____円 (相続(遺贈)による取得 分の農業投資価値超過額) (100円未満は切り 捨ててください。)			
関与税理士 _____		電 話 番 号 _____	

(審12-26-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

改 正 前

58 贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書

贈 与 税 相 続 税 の 免 除 届 出 書		過 予 整 理 簿 ※	換 算 ※
平成____年____月____日			
____ 税務署長 殿			
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に _____			
_____したので、租税特別措置法施行令			
第40条の6第44項の規定により下記の 贈与税を免除されたいので届け出ます。			
第40条の7第47項の規定により下記の 相続税を免除されたいので届け出ます。			
届 出 者			
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
〒	贈 与 者 と の 続 柄	農 業 相 続 人	
住 所 _____ 氏 名 _____	印		
記			
○ 昭和____年分 贈与税 相続税			
○ 免除を受ける 贈与税の額 _____円			
○ 相続税の一部免除の場合			
(納税猶予分の相続税額) (贈与分の農業投資価値超過額) (免 除 額) _____円 × _____円 = _____円 (相続(遺贈)による取得 分の農業投資価値超過額) (100円未満は切り 捨ててください。)			
関与税理士 _____		電 話 番 号 _____	

(審12-26-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

改 正 後	改 正 前
84 贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（記載方法等） (要) 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税や相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。 1 届出書を提出する人 贈与税と相続税の場合では、この届出書を提出する人が次のように異なります。 ① 贈与税の場合 イ 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人 ロ 納税猶予を受けている人が死亡したとき……④特例農地等を贈与した人、又は⑥死亡した人の相続人と包括受遺者 ② 相続税の場合 イ 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者 ロ 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）……贈与をした人 ハ 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人 2 記載方法等 ① 標題の「贈与税」や本文の「第40条の6 第49項 相続税 第40条の7 第51項」など、2段組の箇所は、贈与税の免除届出をする場合は「相続税」及び「第40条の7 第51項」の文字を、相続税の免除届出をする場合は「贈与税」及び「第40条の6 第49項」の文字を横線で抹消してください。 ② 本文の「平成 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。 イ 免除事由が上記1の①及び②のイの場合 例えば「平成○○年○月○日に贈与者○○県○○市○○町○○番地甲野一郎が死亡」 ロ 免除事由が上記1の②のロの場合 例えば「平成○○年○月○日に○○県○○市○○町○○番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」 ハ 免除事由が上記1の②のハの場合 例えば「平成○○年○月○日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」 ③ 「贈与者との続柄」欄は、上記1の①及び②の各項目の場合の該当者を「贈与者」のう 農業相続人 ちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。 ④ 免除を受ける 贈与税 相続税 の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。 ⑤ 「相続税の一部免除の場合」欄は、上記1の②のロに該当する場合で特例農地等の一部を贈与した場合にこの欄の算式に従って計算し記載してください。	58 贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（記載方法等） (要) 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税や相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。 1 届出書を提出する人 贈与税と相続税の場合では、この届出書を提出する人が次のように異なります。 ① 贈与税の場合 イ 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人 ロ 納税猶予を受けている人が死亡したとき……④特例農地等を贈与した人、又は⑥死亡した人の相続人と包括受遺者 ② 相続税の場合 イ 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者 ロ 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）……贈与をした人 ハ 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人 2 記載方法等 ① 標題の「贈与税」や本文の「第40条の6 第49項 相続税 第40条の7 第47項」など、2段組の箇所は、贈与税の免除届出をする場合は「相続税」及び「第40条の7 第47項」の文字を、相続税の免除届出をする場合は「贈与税」及び「第40条の6 第49項」の文字を横線で抹消してください。 ② 本文の「平成 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。 イ 免除事由が上記1の①及び②のイの場合 例えば「平成○○年○月○日に贈与者○○県○○市○○町○○番地甲野一郎が死亡」 ロ 免除事由が上記1の②のロの場合 例えば「平成○○年○月○日に○○県○○市○○町○○番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」 ハ 免除事由が上記1の②のハの場合 例えば「平成○○年○月○日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」 ③ 「贈与者との続柄」欄は、上記1の①及び②の各項目の場合の該当者を「贈与者」のう 農業相続人 ちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。 ④ 免除を受ける 贈与税 相続税 の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。 ⑤ 「相続税の一部免除の場合」欄は、上記1の②のロに該当する場合で特例農地等の一部を贈与した場合にこの欄の算式に従って計算し記載してください。